

官報

号外 昭和二十五年七月二十八日

○第八回 衆議院會議録 第九号

昭和二十五年七月二十七日(木曜日)

議事日程 第八号

午後一時開議

第一 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 商品取引所法案(内閣提出、参議院送付)

●本日の會議に付した事件

議院運営委員長辭任の件
常任委員長の補欠選挙

日程第一 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 商品取引所法案(内閣提出、参議院送付)

低性能船舶買入法案(内閣提出)
主要食糧供出獎勵物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

午後一時二十七分開議
○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) お諮りいたします。議院運営委員長大村清一君から委員長を辭任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(幣原喜重郎君) つきましては議院運営委員長の補欠選挙を行います。

○今村忠助君 常任委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて議長は小澤佐重喜君を議院運営委員長に指名いたします。(拍手)

第一 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員長長野長廣君。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和二十八年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔長野長廣君登壇〕
○長野長廣君 ただいま議題と相成りました教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案につきまして、本法案の趣旨並びに文部委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨を簡単に御説明いたしますと、本法案は昨年五月の第五国会において制定されました。九月一日より施行せられたのでありますが、その後着々新しい免許状が交付されまふとともに、上級免許状授與のための現職教育もすでに実施せられております。ところで、相当期間にわたつて教職についておられます教員に対して上級免許状授與に関する特例を規定いたしました施行法第七條の有効期間は、第七国会におきまして昭和二十八年三月三十一日までということに相なつたのでありますが、その免許状を受けるのに必要な単位をとるために最も一般的な方法であります免許法認定講習の受講希望者が大部分多ございまして、今後三年間にその希望を満たすことは、いろいろ困難な事情があると考えられるのであります。従いまし

て、第七條の有効期間をさらに三年間延長し、すなわち昭和三十一年三月三十一日までといたしまして、この特例の適用を受ける者に対し、さらに容易に上級免許状を受けられるようにしようとするものであります。

次に、本法案の審議の経過を申し上げます。本法案は、昨二十六日、本委員会に付託せられたのであります。慎重なる審議を重ねまして、各委員より熱心なる質疑が行われましたが、その結果、各党より政府に対しまして、

実地教育に支障を来すことなく、かつ受講者の経費負担の軽減をはかり得るよう、経験年数と単位数との比率について再検討を加え、通信教授の拡充及び予算措置等につきましても十分なる研究を行い、もつて所期の目的を達成するよう、今後ともなお一層努力せられんことを要望いたしました。討論を省略、採決いたしました結果、全会一致をもつて原案は可決せられました。

以上、本法案の審議の経過並びに結果の報告を終ります。なおその詳細につきましては速記録によつて御了承願います。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第二 失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第二、失業保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。労働委員会理事福永健司君。

失業保険法の一部を改正する法律案
失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「船員保険の被保険者」の下に「(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十條第一項の規定による被保険者を除く。)」を加える。

第三十一條但書を削る。

第三十四條の四第三項中「同條第二項」を「同條第三項」に改める。

第三十八條の六第一項中「三十二日分以上を二十八日分以上」に改める。

第三十八條の九第一項及び第二項中「三十二日分」を「二十八日分」に、同條第五項中「通算して七日又は連続して五日」を「通算して六日又は連続して四日」に改め、同條第六項を次のように改める。

労働大臣は、毎月末日においてすでに徴収した保険料総額とすでに支給した保険給付総額の三分の二に相当する額との差額が、その月及びその前三月の四箇月間に支給した保険給付総額の百分の百を超えたるに至つたと認める場合、又は百分の五十を下るに至つたと認める場合は、前項の通算して六日又は連続して四日の日数(その日数が、本項の規定により変更されたときは、その変更された日数)について、各、一日を減じ、又は加

えるものとする。

第三十八條の十一第三項中「支給した保険給付総額」を「支給した保険給付総額の三分の二に相当する額」に改める。

第三十八條の十三第三項中「同條第二項」を「同條第三項」に改める。

第三十八條の十五に次の一項を加える。

前項の規定により離職の日の属する月の前二ヶ月を被保険者期間として計算することによつて第十五條第一項の規定に該当するに至つた者について、第十七條の二の賃金日額を算定する場合は、その二月の各月において納付された保険料の額を百分の二で除して得た額をそれぞれその各月に支拂われた賃金額とみなす。

附則

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔福永健司君登壇〕

○議長(幣原喜重郎君) ただいま議題となりました失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本改正案の主要点の第一は、日雇い

失業保険金の給付を受ける資格の要件を緩和することであり、すなわち現行の資格要件は、失業前二箇月において三十二日以上事業主に雇用されることを必要とするのでありますが、最近の日雇い労働者の稼働状況にかんがみ、今回これを緩和し、失業前二箇月において二十八日以上稼働した場合に失業保険金の給付を受ける資格が得られるように改めるといたしましたのであります。

次に改正の主要点の第二は、日雇い失業保険金の給付を受けるための待期日数を緩和するとともに、保険経済の状況に依つてこれを合理的に調整できるように改正することとしたのであります。

すなわち原則として、失業した日数が通算して六日または連続して四日の待期日数を経過して初めて保険金の支給を受けることができるようにし、さらに保険経済に余裕があるときはその日数を一日ずつ引下げ、反対の場合には一日ずつ引上げることとしたのであります。

本案は、日雇い失業保険制度実施の経験及び最近の失業情勢にかんがみ作成せられたものであり、去る十五日内閣より本院に提出せられ、即日労働委員会に付託されたものであります。よつて労働委員会といたしましては、十九日に会議を開き、政府より提案理由について説明を求め、次いで二十一日及び二十六日の両日にわたつて質疑を

行ひ、続いて討論に入りましたところ、自由党の島田未信君、国民民主党の早川崇君、日本社会党の前田種男君はそれ／＼(原案に賛成の意見を述べ、日本共産党の土橋一吉君、労働者農民党の中原健次君はそれ／＼反対の意見を述べられました。かくて採決をいたしました結果、起立多数をもつて原案の通り可決いたすべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、簡潔でありましたが御報告いたします。

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。土橋一吉君。

〔土橋一吉君登壇〕

○議長(幣原喜重郎君) ただいま議題となつております失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、私は日本共産党を代表して反対の意見を表明するものであります。

今日、自由労働者諸君の失業の状況は、まさに言語に絶するものがあるものであります。今日まで就労手帳が交付せられております者は全国的に約十萬であります。すでに労働省が発表しております顕在的失業者は五十萬と称してありますが、おそらくその数倍にも余る労働者諸君が失業しているのではありません。ところが今日就労手帳は十萬程度でありますから、これらの失業者に就労手帳を交付するということが相

諸君は失業労働者でありながら、さらに失業をするという現状を招来せざるを得ないのであります。でありますから、昨今は特に朝鮮事変を契機といたしまして、各職業安定所におきましては給付制の問題が起つてゐるのであります。幸いにも東京都内はそれほど激甚ではございませんが、過日京都あるいは名古屋、大阪等の五大市長がわが国会へ陳情をいたしておりますあの内容を見ましても、日々労働者諸君の失業、あふれというものが非常に多いのであります。

そこで今問題の中心点は、これら日雇い労働者の失業保険金に関する問題で、法律案の改正の要綱は、失業者の受給要件の緩和と、さらに受給制限における緩和といふので、いわゆる待期日数の問題であります。これらの失業者に就労手帳を交付するということに相なりますと、少くとも失業の前二箇月間に二十八日の就労をしなければ失業保険金をもらう資格が出ないのであります。さらにそのような資格を備えて、いざ失業保険金をもらうという段階になりますと、少くとも通算して六日間、継続して四日間の待期日数の失業救済の金をもらひまして、四日間連続して、五日目にこの金で一体自由労働者諸君が生活ができるであります。どうか。現在の平均家族数は、自由労働者諸君は三人の家族を持つておるの

でありますから、二百四十円を五日目にちよだいしして、三人家族をかかえまして、どこに救済ができるであります。いわんや失業保険金は現在の二百四十円の百分の四十五であるというに至りましては、ほとんど生活が不可能であります。いわんや受給制限としましての二十八日の問題にいたしまして、今日労働者がすでに委員会において発表しておりますように、全国的には一六・三日の稼働日数であります。そうしますと、自由労働者

諸君はほとんど一箇月のうち一六・三日しか働かないのでありますから、半日以上は実際のにあふれてゐるのであります。そういうものが二十八日間の印紙を張らなければならないといふきわめて不都合な法律でありますので、われわれは決して政府の申し出ておりますように自由労働者の保険金に関する緩和の実質を備えていないと思ふのであります。

さらに昨今の自由労働者のあふれの問題である。給付制の問題は、すべての日雇い労働者諸君が反対をいたしておりますので、これに對しましては各労働組合がつくられまして、職安の所長あるいは事業体等に対して常に折衝をし、交渉をしてゐる。これは少くとも労働組合法上の労働組合であるのであります。にもかかわりませず、これに對しましては、国家官憲はあらゆる方法で団体交渉を妨害し、これに弾圧

を加える。諸君が一たび新宿の職安なり、あるいはその他の職安にお出ましくださいまして、あの現状をつぶさにごらんくださいますれば、いかに今日の制度が誤つておるかということとは、もはや証明する余地はないのであります。

私は、かかる労働運動に對しまする弾圧と、さらに保険経済の建前を主張いたしまして——政府は、この保険金の支給についても、とやかく制限を加え、その緩和を拒んでおるのであります。が、少くとも自由労働者の失業保険は、社会保険制度下におきましては最も大切な保険でありますので、保険経済を建前とする政府が、少くとも、もうけるような方法で自由労働者の保険料を徴収し、なおかつこれを適正に拂わないというような制限事項には、私はまづこうから反對すべきであらうと思ふのであります。かかる問題は、政府や資本家諸君の政策や決定によりまして自由労働者が今日生産され、さらに吉田政府のもとにおきましては、自由労働者の拡大生産が行われつつあるのであります。でありますから、このような拡大生産に對しては、当然政府及び資本家の全額負担において失業保険を行政し、しかもそれが無制限に行われなければ、政府のこの罪惡を償ふことができないのであります。でありますから、われわれは、まず第一番目に、どうしても

あふれをいたしました自由労働者諸君に對しましては、即日その出づらなり、あるいはその日当を支拂ふ必要があると考えております。従ひまして、待期日数等は設けるべきではないという基本的な態度をわれわれは堅持いたしておるのであります。

第二番目といたしましては、このような受給要件における制限は、先ほど申し上げておりますように、十萬の就労手帳に、約五十萬の就労手帳を持たざる労働者がおります限りにおいては、どうしても十六・三日の稼働日数では済まされないわけでありまして、最小限度十五日、失業をいたします前二箇月においては十五日程度の日数に改めませんことには、この法の運用を適正妥當に運行することができないと思ふのであります。かかる観点から、このような吉田政府の欺瞞的な、労働階級や、あるいは働く日雇い労働者諸君や、さらに失業をいたしておる諸君に對する一応の見せかけの改正法案は、その本質をいよく悪からしめるものであります。でありますから、われわれは基本的な方向においてこれが改正せられますならば賛成をいたしますが、今のような状況においては、これが労働者にとりましては決してより幸いでないのみならず、いよくこれが弾圧や吉田政府の政策を示すものであると考えるのであります。

かかる観点から、私はこの法律案に絶対反対の意見を表明する次第であります。(拍手)

○議長(常任委員長) 前田種男君。

(前田種男君登壇)

○前田種男君 私は、日本社会党を代表いたしました、ただいま上程されておりますところの失業保険法の一部改正案に對して、以下数点の意見を付しまして賛成の意思を表するものであります。

まず最初に改正案の内容でございますが、これは端的な待期間の短縮、あるいは三十二日を二十八日に引下げたという程度でございます。私たちは、待期間の問題につきましては、できまづならば待期間を廃止すべしという意見を持つております。しかし事務的にやむを得ない場合は、この六日を三日とし、あるいは四日を二日にするということに最小限度に切り詰めて、そうして労働者諸君の立場を考慮してやるということが絶対に必要であらうと私は考えます。

さらに問題は、この改正案ばかりでなくして、今日の失業対策の全般の問題が緊急の対策でなくてはならぬのでございまして。この春の議會で承認されました四十億の失業対策の費用というもの、年度末までにでなくして、切り上げて今日使用されることになつておりますが、今日の失業者の突進は、その予算では足りないという現状にな

つております。そうした対策をどうするかと申し上げますならば、政府は少くとも緊急に補正予算を提出いたしまして、失業対策の万全を期さなくてはならぬと私は考えます。そうした点等につきまして、今日の政府の所見というものは、あまりにも消極的過ぎるといわざるを得ないのでございます。

今日職安の末端におきましては、職を求め、あるいはいろいろな点であつせんをするという平常な状態を逸脱したしまして、今日相当凶悪な状態が全国各地にみえつつあるのでございす。私たちは、こうした問題が起きて参りますところのいろいろ原因等につきましては、事実についてはいろいろの問題があるかも知れませんが、その根本は、何と申しましても失業者の突如の突如と予算的措置がバランスがとれていないというところに重要な関係があるのでございます。私たちは、そうした関係におきまして、失業対策の根本に対する吉田内閣の積極的な施策がなされなくてはならぬと思うのでございす。現吉田内閣にそうした施策を要請することは、ちやうど山に登つて魚を求めようなきらいがないとも言えないのでございす。しかし、今日のわが国の経済再建の途上、今日の国民生活の事情を考えてみますならば、こうした緊迫せる対策に対しては少くとも積極的な方策が講じられなければならぬと考えます。

さらに日雇い労働者に対しては、今日二百四十円という賃金を支拂つておりますが、二百四十円で最低の生活が得られるかという事になりますと、得られないのであります。私は、この金額をもつと引上げまして、最低の生活を確保してやるという方策が立てられなければならないと考えます。それとともに、一律に二百四十円支拂うというやり方に再検討を促さなくてはならないと思ひます。なぜならば、みんなに一律に二百四十円ずつやるというやり方は、一番安易な対策であります。私は、その仕事の内容、技術の内容、あるいはその能率の内容によつて、よく能率を上げ、あるいはよく働く人々に對しましてはその倍の賃金をやる、あるいは三倍の賃金をやるというように、それぞれ能率に応じて支給するという方策が少くとも考えられなければならぬと考えます。

また、今日二百四十円という賃金を支拂つておりますが、二百四十円で最低の生活が得られるかという事になりますと、得られないのであります。私は、この金額をもつと引上げまして、最低の生活を確保してやるという方策が立てられなければならないと考えます。それとともに、一律に二百四十円支拂うというやり方に再検討を促さなくてはならないと思ひます。なぜならば、みんなに一律に二百四十円ずつやるというやり方は、一番安易な対策であります。私は、その仕事の内容、技術の内容、あるいはその能率の内容によつて、よく能率を上げ、あるいはよく働く人々に對しましてはその倍の賃金をやる、あるいは三倍の賃金をやるというように、それぞれ能率に応じて支給するという方策が少くとも考えられなければならぬと考えます。

さらに日雇い労働者に対しては、今日二百四十円という賃金を支拂つておりますが、二百四十円で最低の生活が得られるかという事になりますと、得られないのであります。私は、この金額をもつと引上げまして、最低の生活を確保してやるという方策が立てられなければならないと考えます。それとともに、一律に二百四十円支拂うというやり方に再検討を促さなくてはならないと思ひます。なぜならば、みんなに一律に二百四十円ずつやるというやり方は、一番安易な対策であります。私は、その仕事の内容、技術の内容、あるいはその能率の内容によつて、よく能率を上げ、あるいはよく働く人々に對しましてはその倍の賃金をやる、あるいは三倍の賃金をやるというように、それぞれ能率に応じて支給するという方策が少くとも考えられなければならぬと考えます。

さらに日雇い労働者に対しては、今日二百四十円という賃金を支拂つておりますが、二百四十円で最低の生活が得られるかという事になりますと、得られないのであります。私は、この金額をもつと引上げまして、最低の生活を確保してやるという方策が立てられなければならないと考えます。それとともに、一律に二百四十円支拂うというやり方に再検討を促さなくてはならないと思ひます。なぜならば、みんなに一律に二百四十円ずつやるというやり方は、一番安易な対策であります。私は、その仕事の内容、技術の内容、あるいはその能率の内容によつて、よく能率を上げ、あるいはよく働く人々に對しましてはその倍の賃金をやる、あるいは三倍の賃金をやるというように、それぞれ能率に応じて支給するという方策が少くとも考えられなければならぬと考えます。

もさしつかえないのでございすが、被保険給付金が百四十円というような金額では、生活の最低が守れないのでございす。私は、給付金を大幅に引上げまして、そうして仕事をやる意思があるにもかかわらず就職のしない人々に對しましては、最低の生活を確保できるような対策を講じてやらなくてはならぬと考えます。

私は、こうした点等から本案に賛成するのでありますが、今日の職安の現状におきましては、職安関係に働いておられますところの公務員諸君は非常な過勞な現状に押し詰めておられます。その待遇は、みじめな状態に置かれております。私たちは、そうした職安関係に従事しておりますところの公務員諸君の待遇その他の点につきましても緊急な対策を講ずる必要があろうと考えます。

来月から二十六年度の予算の編成にありますが、二十六年度の予算の編成にあたりましては、失業対策あるいは労働行政の対策には根本的な、大幅な予算を計上して、そうして今日の時局に對処でき得るような対策を要請いたしまして、本案に賛成するものでございす。(拍手)
○議長(幣原重信郎) これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(幣原重信郎) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 罹災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(幣原重信郎) 日程第三、罹災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。法務委員長安部俊吉君。

罹災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案
罹災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案
罹災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

災	害	地	区
昭和二十五年五月十三日長野県西筑摩郡上松町におこつた火災		長野県西筑摩郡上松町	
昭和二十五年六月一日秋田県北秋田郡鷹巣町におこつた火災		秋田県北秋田郡鷹巣町	

附則

この法律は、公布の日から施行する。

罹災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書(最終号の附録に掲載)
〔安部俊吉君登壇〕
○安部俊吉君 たいま議題となりました罹災都市借地借家臨時處理法第二

○議長(幣原重信郎) たいま議題となりました罹災都市借地借家臨時處理法第二

十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、本年五月十三日長野県西筑摩郡上松町に起つた火災によりまして、同町中核部の九割の区域にわたり約六百戸を焼失いたしました。うち約半数が借家世帯であり、罹災面積の六割が借地関係でありました。また六月一日の秋田県鷹ノ巣町の火災により、その半数に當る六百六十一戸を焼失いたしました。その四割が借家関係にあり、罹災区域の四割が借地関係でありました。

そこで本法案は、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の規定を発動し、罹災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させることにいたしました。これによつて両町の借地借家関係を調整し、その復興促進に資せんとするものであります。

委員会においては、罹災地の事情を調査し、先例にかんがみ、急速にこの法案を成立させる必要を認めました。よつて質疑、討論を省略し、全会一致をもつて政府原案の通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 商品取引所法案(内閣提出、参議院送付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第四、商品取引所法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員 長小金義昭君。

商品取引所法案

商品取引所法

目次

- 第一章 總則(第一條―第八條)
- 第二章 設立(第九條―第十八條)
- 第三章 登録の変更、取消及びまつ消(第十九條―第二十二條)
- 第四章 会員(第二十三條―第四十條)
- 第五章 商品仲買人(第四十一條―第五十四條)
- 第六章 機関(第五十五條―第七十一條)
- 第七章 計算(第七十二條―第七十六條)
- 第八章 商品市場における売買取引(第七十七條―第九十條)
- 第九章 商品市場における売買取引の受託(第九十一條―第九十七條)
- 第十章 解散及び清算(第九十八條)

條 第一百一條

第一章 登記(第二百二條―第二百十八條)

第十二章 監督(第二百九條―第二百二十五條)

第十三章 仲介(第二百二十六條―第二百三十四條)

第十四章 商品取引所取引紛争審査会(第二百三十五條―第二百三十六條)

第十五章 商品取引所審議會(第二百三十七條―第二百四十二條)

第十六章 總則(第二百四十三條―第二百五十一條)

第十七章 罰則(第二百五十二條―第二百六十六條)

附則

第一章 總則

第一條 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における売買取引の管理等について定め、その健全な運営を確保することにより、商品の価格の形成及び売買その他の取引を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「商品取引所」とは、一種又は数種の商品の先物取引を行うために必要な市場のための施設を開設することを

主たる目的としてこの法律に基いて設立されたものをいう。

2 この法律において「商品」とは、左に掲げるものをいう。

一 棉花

二 綿糸

三 綿布

四 乾繭

五 生糸

六 人造絹糸

七 ステープルファイバー糸

八 毛糸

九 ゴム

十 その他品質が比較的均等であつて大量の取引に適し、且つ、耐久性を有する物品のうち取引の状況を考慮して政令で定めるもの

3 この法律において「商品市場」とは、主として決済を將來において行い、且つ、この法律の規定に従つてされる商品の売買取引のために商品取引所が一種の商品ごとに開設する市場をいう。

4 この法律において「先物取引」とは、売買の当事者が商品取引所が定める基準及び方法に従い、將來の一定の時期において、当該売買の目的物となつてゐる商品及びその対価を現に授受するように制約される取引であつて、現に当該商品の転売又は買戻をしたときは、差金の授受によつて決済をすることができるものをいう。

5 この法律において「上場」とは、商品市場において売買取引の目的物とすることをいう。

6 この法律において「商品仲買人」とは、商品取引所の会員でこの法律により他人の委託を受けて商品市場において売買取引することを認められるものをいう。

(法人格及び組織)

第三條 商品取引所は、法人とする。

2 商品取引所は、会員組織とする。

3 商品取引所は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

(業務の制限)

第四條 商品取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務以外の業務を営んではならない。但し、主務大臣の承認を得た場合は、商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他その業務に附帶する業務を営むことができる。

(住所)

第五條 商品取引所の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

(名称)

第六條 商品取引所は、その名称中に「取引所」という文字を用いなければならない。

2 商品取引所及び証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基いて設立された証券取引所以外の

者は、その商号(名称を含む。以下同じ。)中に取引所又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(市場の開設の制限)

第七條 商品取引所(以下「取引所」という。)は、先物取引をする商品市場のための施設を開設することができ、

2 取引所は、当該取引所の上場商品として第九條第五項に規定する商品取引所登録簿に登録されている商品を売買取引する市場以外の市場を開設してはならない。

3 取引所は、一種の商品について、二以上の商品市場を開設してはならない。

(商品市場類似施設の開設の禁止)
第八條 何人も、先物取引をする商品市場に類似する施設(証券取引法第二條第十二項に規定する有価証券市場を除く。)を開設してはならない。

2 何人も、前項の施設において売買してはならない。

第二章 設立
(設立要件)
第九條 取引所を設立するには、上場すべき商品一種ごとに十人以上の者が発起人とならなければならない。

2 発起人は、この法律の施行地において一年以上継続して、その設立しようとする取引所の開設する商品市場に上場すべき商品の売買、売買の媒介、生産又は加工(以下「売買等」という。)を業として営んでいる者でなければならない。

立しようとする取引所の開設する商品市場に上場すべき商品の売買、売買の媒介、生産又は加工(以下「売買等」という。)を業として営んでいる者でなければならない。

3 取引所は、その上場すべき商品一種ごとに二十人以上の会員がなければ、設立することができない。

4 二種以上の上場商品の売買等を業として営んでいる者は、第一項、前項、第九十八條第一項第五号又は第九十九條に規定する発起人又は会員の数の計算について、当該商品の一種ごとに一人とみなす。

5 発起人が取引所を設立しようとするときは、主務省に備える商品取引所登録簿に登録を受けなければならない。

(定款記載事項)
第十條 発起人は、取引所の定款を作成し、これに左の事項を記載して署名しなければならない。

一 事業
二 名称
三 事務所の所在地及び商品市場を開設する地

四 会員たる資格に関する事項
五 出資一口の金額並びにその拂込の時期及び方法

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 会員信託金、仲買保証金及び売買証拠金に関する事項
八 会員の経費の分担に関する事項
九 会員に対する制裁に関する事項

十 役員の数、任期及び選挙に関する事項

十一 会員総会(以下「総会」という。)に関する事項

十二 商品市場外における会員間の契約に対する定款、業務規程及び受託契約準則の拘束力に関する事項

十三 上場商品に関する事項
十四 事業年度
十五 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項

十六 公告の方法
十七 取引所の負担に帰すべき設立費用及び発起人が受けるべき報酬の額

(加入申込証)
第十一條 取引所の会員になろうとする者は、加入申込証に住所及びその引き受けるべき出資口数並びにその者が商品市場において売買取引しようとする商品に記載して、これに署名しなければならない。

2 設立の際の加入申込証は、発起人が作り、左の事項を記載しなければならない。

一 定款に記載した事項
二 発起人の氏名又は商号及び住所
三 出資の拂込の方法、期限及び場所

四 一定の時期までに創立総会が終らなかつたときは、加入の申込を取り消すことができること。

3 取引所の成立後の加入申込証は、理事長が作り、左の事項を記載しなければならない。
一 登録を受けた年月日
二 定款に記載した事項
三 役員の氏名及び住所

四 出資の拂込の方法、期限及び場所
(創立総会)
第十二條 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、出資の全額の拂込が終了した者の数が第九條第三項に定める数以上に達したときは、前條第二項第三号に定める出資の拂込の期限となつて

いる日又は第九條第三項に定める数に達した日のうちいずれか遅い日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

3 創立総会においては、定款の修正することができる。但し、会員たる資格に関する事項については、この限りでない。

4 創立総会における議事は、会員になろうとする者(その出資の全額の拂込が終了した者に限る。以下第五項及び第六項において同じ。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 会員になろうとする者は、創立総会において、出資口数にかかわらず、各自一箇の議決権を有する。

6 設立当時の役員は、定款で定めるところにより、創立総会において、会員になろうとする者が選挙する。この場合において、会員になろうとする者は、出資口数にかかわらず、各自一箇の選挙権を有する。

7 第六十六條第六項本文及び第七十條並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消又は無効の訴)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取

引所法第十二條第四項」と読み替
えるものとする。

(登録の申請)

第十三條 発起人は、第九條第五項
の登録を受けようとするときは、
創立總會終了後、遅滞なく、左に
掲げる事項を記載した登録申請書
を主務大臣に提出しなければならない。

一 取引所の名称

二 事務所

三 上場商品

四 商品市場の所在の場所

五 役員の名

六 会員の氏名又は商号及びその
者が商品市場において売買取引
する商品

2 前項の登録申請書には、左に掲
げる書類を添付しなければならない
い。

一 定款、業務規程及び委託契約
準則

二 役員の履歴書、戸籍抄本又は
戸籍法(昭和二十二年法律第二
百二十四号)第十條第一項に規
定する証明書(以下「戸籍証明
書」という。)及びその者が第二
十四條第一項第一号から第六号
までに掲げる者に該当しないこ
とを誓約する書面

三 会員の氏名又は商号並びに本
店又は主たる事務所及び支店そ
の他の従たる営業所又は事務所

の名称及び所在の場所を記載し
た書面、その者が第二十四條第
一項各号に掲げる者に該当しな
いことを誓約する書面並びに登
録申請日前三十日以内の日の現
在における第二十五條第一項の
規定による会員の純資産額に関
する調査

四 発起人が第九條第二項の規定
に該当する者であることを誓約
する書面

五 加入申込証

六 出資の拂込があつたことを証
する書面

七 創立總會の議事録
(登録及びその通知)

第十四條 前條第一項の規定による
登録の申請があつた場合において
は、第十五條の規定により登録を
拒否する場合を除く外、主務大
臣は、登録申請書を受理した日か
ら六十日を経過した日までに、商
品取引所登録簿に前條第一項各号
に掲げる事項及び登録年月日を登
録しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による
登録をした場合においては、遅滞
なく、その旨を登録申請者に通知
しなければならない。

(登録の拒否及び撤回)

第十五條 主務大臣は、第十三條第
一項の規定による登録の申請があ
つた場合において、左の各号の一

に該当すると認めるときは、その
登録を拒否しなければならない。

一 定款、業務規程若しくは受託
契約準則の規定若しくは設立の
手続が法令に違反していると
き、又は定款、業務規程若しく
は受託契約準則に規定する売買
取引の方法若しくは管理、会員
の資格、商品市場の所在の場所
その他の事項が不適当であつ
て、商品市場における売買取引
の公正を確保するため若しくは
委託者を保護するため十分でな
いとき。

二 当該取引所がこの法律に適合
するように組織されるものでな
いとき。

三 登録申請書又は第十三條第二
項各号に掲げる書類の記載事項
のうち、重要な事項について
虚偽の記載があるとき、又は重
要な事実の記載が欠けていると
き。

四 当該取引所の設立される地方
における当該上場商品の取引高
が当該上場商品の公正な相場を
形成するには不十分であるため、
又は既に設立されている取引所
で当該商品を上場商品とするも
のの分布状況若しくは当該商品
に係る統制の状況に照らし、当
該取引所を設立することが適当
でないとき。

2 主務大臣は、前項の規定により
登録を拒否しようとするときは、
あらかじめ登録申請者にその旨を
通知し、登録申請者又はその代理
人の出頭を求め、釈明のための証
拠を提出する機会を與えるため、
その職員をして聴聞させなければ
ならない。

3 前項の場合において、主務大臣
は、聴聞される者が正当な理由が
ないのに聴聞に応じないときは、
聴聞を行わないで登録を拒否する
ことができる。

4 主務大臣は、第二項の通知をす
る場合においては、聴聞の事項、
場所及び期日を明らかにして、通
知しなければならない。

5 第二項の聴聞は、すべて公開し
なければならない。但し、聴聞さ
れる者の業務に関する秘密を保つ
ため必要があると認めるとき、又
は公益上必要があると認めるとき
は、この限りでない。

6 主務大臣は、第二項の聴聞を行
うため必要があると認めるとき
は、参考人の出頭を求めてその意
見を聴取し、若しくは参考人にそ
の意見若しくは報告の提出を求
め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑
定させることができる。

7 主務大臣は、第一項の規定によ
り登録を拒否した場合において
は、遅滞なく、理由を示し、その

旨を登録申請者に通知しなければ
ならない。

(成立の時期)

第十六條 取引所は、その設立の登
記をすることに因り成立する。

(理事長(事務引継)

第十七條 発起人は、第十四條第一
項の登録があつたときは、遅滞な
く、その事務を理事長に引き継が
なければならない。

(商法の準用)

第十八條 商法第九十三條、第百
九十四條、第百九十六條(発起人
の責任)及び第百九十七條(発起人
に対する訴)の規定は、取引所の
発起人について、同法第四百二十
八條(設立の無効の訴)の規定は、
取引所の設立について準用す
る。この場合において、商法第百
九十六條中「第三百四十三條」とあ
るのは「商品取引所法第六十八條
第一項」と、同法第百九十七條中
「資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式
ヲ有スル株主」とあるのは「会員で
ある五分の一以上の者」と読み替
えるものとする。

第三章 登録の変更、取消及
びまつ消

(届出による登録の変更)

第十九條 取引所は、第十三條第一
項第一号、第二号、第五号又は第
六号に掲げる事項について変更があ
つたときは、遅滞なく、その旨

を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び左に掲げる書類を添付しなければならない。但し、その変更が第十三條第一項第二号に係るものであるときは、この限りでない。

一 変更の届出が新たに会員となつたものに係るものであるときは、その者の氏名又は商号並びに本店又は主たる事務所及び支店その他の従たる営業所又は事務所の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が第二十四條第一項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面及び会員となつた日の現在における第二十五條第一項の規定による純資産額に関する調査

二 変更の届出が会員の商品市場において売買取引する商品の追加に係るものであるときは、変更の届出日前三十日以内の日の現在における第二十五條第一項の規定による純資産額に関する調査

三 変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及びその者が第二十四條第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

3 第十四條並びに第十五條第一項第三号及び第二項から第七項までの規定は、第一項の規定による登録の変更の届出について準用する。この場合において、第十四條第一項及び第十五條第一項第三号中「登録申請書」とあるのは「変更届出書」と、第十四條第二項及び第十五條第七項中「登録申請者」とあるのは「変更届出者」と、第十三條第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第十九條第二項の規定による添附書類」と、同條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「変更届出者」にその旨を通知し、変更届出者の役員」と読み替へるものとする。

(申請による登録の変更)
第二十條 取引所は、第十三條第一項第三号及び第四号に掲げる事項について変更しようとするときは、その旨を記載した登録変更申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録変更申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更の申請が上場商品の追加に係るときは、新たに上場しようとする商品一種ごとについて、当該商品を商品市場において

て売買取引する資格を有する会員及び当該会員にならうとして、その引き受けた出資の全額の拂込を終了した者の合計数が二十人以上あることを証する書面

二 変更の申請が上場商品の一部の廃止の理由を記載した書面

三 変更の申請が商品市場の所在の場所の変更に係るときは、その変更の理由を記載した書面

3 第十四條及び第十五條の規定は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第十四條第一項及び第十五條第一項第三号中「登録申請書」とあるのは「登録変更申請書」と、第十四條第二項及び第十五條第七項中「登録申請者」とあるのは「登録変更申請者」と、第十三條第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十條第二項各号に掲げる書類」と、同條第二項中「当該取引所を設立すること」とあるのは「当該上場商品を追加すること」と、同條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「登録変更申請者」にその旨を通知し、登録変更申請者の役員」と読み替へるものとする。

(登録の取消等)

第二十一條 主務大臣は、第二百一十一條第一項第一号の規定により取引所の登録を取り消す場合を除くの外、左の各号の一に該当するときは、取引所の登録を取り消し、又は登録に係る事項の一部の変更を命ずることができる。

一 取引所が正当な理由がないのに商品市場を開設することができなくなつた日から三月以内上場商品の全部若しくは一部について商品市場を開設しないとき、又は引き続き三月以上上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止したとき。

二 第十三條第一項の登録申請書、第十九條第二項の変更届出書若しくは前條第一項の登録変更申請書又はこれらの書面の添附書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したとき。

2 第十五條第二項から第七項までの規定は、前項の規定による登録の取消について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「当該取引所にその旨を通知し、当該取引所の役員」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「当該取引所の役員」と読み替へるものとする。

3 前項の場合において、相続人が

請者」とあるのは「当該取引所」と読み替へるものとする。

(登録のまつ消)
第二十二條 主務大臣は、前條若しくは第二百一十一條第一項第一号の規定により取引所の登録を取り消したとき、又は第九十八條第二項の規定による届出があつたときは、商品取引所登録簿につき、当該取引所に関する登録をまつ消しなければならない。

第四章 会員
第二十三條 取引所の会員たる資格を有する者は、この法律の施行地において、当該取引所の上場商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で政令で定めるものを含む。以下第二項において同じ。)の売買等(証券業者がする売買等を含む。以下第二項において同じ。)を業として営んでいる者に限る。

2 会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡の日から三月を経過する日までに、被相続人が商品市場において売買取引していた上場商品の売買等を業として営むこととなつたときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。

3 前項の場合において、相続人が

取入あるときは、その相統人全員の同意をもつて選定された一人の相統人に対してのみ、同項の規定を適用する。

(資格条件)

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、会員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁こ以上の刑又はこの法律若しくは証券取引法第五章(第百十一條及び第百十八條を除く。)、第百八十七條第一項若しくは第百九十一條の規定に係る罰則の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

三 第五十二條第一項第二号若しくは第二項第二号又は第百二十三條の規定により商品仲買人の登録を取り消され、又は第百二十二條の規定による除名を命ぜられ、その処分の日から五年を経過するまでの者

四 法人である商品仲買人が第五十二條第一項第二号若しくは第二項第二号又は第百二十三條の規定により登録を取り消され、又は法人である会員が第百二十二條の規定による除名を命ぜられた場合において、当該処分があつた日前三十日以内に当該法人を代表する役員であつた者で当該法人がその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

五 第百二十二條若しくは第百二十三條又は第百三十二條第一項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

六 第百四十三條第一項又は証券取引法第百八十七條第一項の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの者

七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

八 法人でその役員のうち第一号から第六号までの一に該当するもののあるもの

二 合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、前項第二号、第三号及び第六号の規定の適用については、当該合併に因り消滅した法人と同一の法人とみなす。(資産上の要件)

第二十五條 取引所は、その定款をもつて、上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する会員の純資産額の最低額を定めなければならない。但し、当該最低額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情を考慮して、商品ごとに政令で定める額を下つてはならない。

2 会員が二種以上の商品の商品市場において売買取引する場合においては、それぞれの商品についての前項の純資産額の最低額のうち最も多い額のものをもその会員の純資産額の最低額とする。

3 会員の純資産額が前二項の規定による最低額を下ることとなつたときは、取引所は、遅滞なく、その者の商品市場における売買取引を停止し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 前項の場合において、当該会員が商品市場における売買取引の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上に回復したときは、取引所は、遅滞なく、前項の規定による売買取引の停止を解除し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 二種以上の商品の商品市場において売買取引する会員で第三項の規定により売買取引を停止されたものの純資産額が第二項の規定による最低額には満たないが、停止前にその売買取引をしていた商品のいずれかについての第一項の規定による最低額以上である場合において、当該会員が前項に規定する期間内に当該最低額に係る商品のみを商品市場において売買取引することを取引所に申し出たときは、取引所は、遅滞なく、第三項の規定による売買取引の停止を当該商品について解除し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

6 第三項の場合において、会員の純資産額が第四項に規定する期間内に第一項の規定による最低額以上に回復しないとき、又は第四項に規定する期間内に第二項の規定による最低額以上に回復せず、且つ、会員が前項の規定による申出をしないときは、取引所は、遅滞なく、当該会員を除名しなければならない。

7 取引所は、第三項の規定によりその売買取引を停止したとき、又は前項の規定により会員を除名したときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

8 第一項の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

(出資)
第二十六條 会員は、出資一口以上を持たなければならない。

2 出資は、金銭以外の財産であることができない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 会員は、出資口数にかかわらず、總會において各自一箇の議決権を有する。

5 取引所の債務に対する会員の責任は、第二十七條の規定による経費の負担及び第三十六條第三項の規定による損失額の負担の外、その出資額を限度とする。

6 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて取引所に対抗することができない。

(経費の賦課)
第二十七條 取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 前條第六項の規定は、前項の経費の拂込について準用する。
(加入)
第二十八條 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額の拂込が終了したものは、その取引所成立の時に会員となる。

より、加入につき取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の拂込及び取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受及び取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を終了した時に会員となる。

4 取引所は、会員たる資格を有する者が取引所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではいならない。

(持分の譲渡)

第二十九條 会員は、定款で定めるところにより、会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲り渡すことができる。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(持分の承継)

第三十條 会員が死亡し、又は合併に因り解散した場合において、その相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人(以下本條において「相続人等」という。)が会員であるときは、その者は、被承継人の持分及びその持分についての

被承継人の権利義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を取引所に通知しなければならない。

2 前項の場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき、取引所の承諾を得て、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継することができる。

3 前項の場合において、相続人等が被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡又は解散の時において会員になつたものとみなす。

4 第一項又は第二項の場合において、相続人又は受遺者が数人あるときは、その相続人若しくは受遺者全員同意をもつて選定された一人の相続人又は受遺者に対してのみ、これらの項の規定を適用する。

(持分の共有禁止)

第三十一條 会員は、持分を共有することができない。

(任意脱退)

第三十二條 会員は、六十日前までに予告して、取引所を脱退することができ。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期

間は、一年をこえることができない。

(当然脱退)

第三十三條 会員は、前條及び第三十五條第一項に規定する場合の外、左の事由に因つて脱退する。

一 会員たる資格の喪失
二 その者が売買取引する商品市場のすべてが第九十九條の規定により閉鎖されたこと。

(持分全部の譲渡)

四 死亡又は解散

五 除名

(除名)

第三十四條 会員の除名は、第二十五條第六項の規定によつてする場合及び第九十二條の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十八條第一項に定める総会の決議によつてするものとする。

2 前項の場合においては、取引所

は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもちてその者に対抗することができない。

(持分の差押に因る脱退)

第三十五條 会員の持分を差し押えた債権者は、その会員を脱退させることができる。但し、取引所及び会員に対し六十日前までに予告しなければならない。

2 前項の規定は、前項の場合について準用する。

(持分の拂戻)

第三十六條 脱退した会員は、定款で定めるところにより、その持分の拂戻を受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当り、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負担に帰すべき損失額の拂戻を請求することができる。

4 第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わないときは、時効に因つて消滅する。

5 脱退した会員が取引所に対する債務を完済するまでは、取引所は、持分の拂戻を停止することができる。

(脱退前にした売買取引の決済の結了)

第三十七條 会員が脱退した場合に

において、その会員が商品市場における売買取引の決済を結了していないときは、取引所は、定款で定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員(当該商品市場において売買取引することができない他の会員に限る。以下本條において同じ。)をして当該売買取引の決済を結了させなければならない。

2 前項の場合においては、本人又はその一般承継人(会員たるものを除く。)は、当該売買取引の決済を結了する目的の範囲内において、会員とみなす。

3 第一項の規定により取引所が他の会員をして当該売買取引の決済を結了させるときは、本人又はその一般承継人と当該会員との間には委任契約が成立しているものとみなす。

4 第一項の規定により取引所が本人の一般承継人又は他の会員をして当該売買取引の決済を結了させる場合において、当該売買取引が委託に係るものであるときは、当該一般承継人又は当該会員と当該売買取引の委託者との間についても、また前項と同様とする。

(会員信託金)

第三十八條 会員は、定款で定めるところにより、取引所に対し、当該会員が商品市場において売買取

引する商品ごとに会員信託金を預託しなければならない。

2 会員は、前項の会員信託金を預託した後でなければ、商品市場において売買取引をしてはならない。

3 会員信託金は、有価証券(国債証券、地方債証券又は証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券若しくは株券のうち取引所が主務大臣の承認を受けて指定するものをいう。)をもつて、これに充てることができ

4 前項の有価証券の充用価格は、時価を参し、よくして政令で定めるところにより算出した価格をこえてはならない。

5 商品仲買人に対して商品市場における売買取引を委託した者は、その委託により生じた債権に關し、当該商品市場において売買取引する商品についての当該商品仲買人の会員信託金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

6 前項の優先弁済を受ける権利が互に競合するときは、会員でない委託者の有する権利は、会員たる委託者の有する権利に對し優先する。

(帳簿の区分経理及び保存)
第三十九條 会員は、主務省令で定

めるところにより、商品市場における売買取引と商品市場外における売買とを帳簿上区分して経理し、且つ、帳簿その他業務に關する書類を保存しておかなければならない。

(制裁規程)

第四十條 取引所は、その定款において、会員が、この法律、この法律に基く命令、これらの法令に基いてする主務大臣の処分若しくは当該取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反した場合、又は政令で取引の信義則に背反するものと指定する行為をした場合において、取引所の健全な運営を確保し、又は会員及び商品市場における売買取引の委託者の利益を確保するため必要があると認めるときは、当該会員に對し、十万円以下の過怠金を科し、若しくはその者の商品市場における売買取引の停止若しくは制限を命じ、又は当該会員を除名する旨を定めなければならない。

第五章 商品仲買人

(商品仲買人の要件)

第四十二條 取引所は、その定款をもつて、上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する商品仲買人の純資産額の最低額を定めなければならない。但し、当該最低額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情及び委託者の保護を考慮して商品ごとに政令で定める額を下つてはならない。

2 商品仲買人が二種以上の商品を商品市場において売買取引する場合においては、それぞれの商品についての前項の純資産額の最低額のうち最も多い額のをその商品仲買人の純資産額の最低額とする。

3 商品仲買人の純資産額が前二項の規定による最低額を下つたこととなつたときは、主務大臣は、理由を示し、遅滞なく、当該商品仲買人に商品市場における売買取引の受託の停止を命じ、且つ、その旨をその者の所屬する取引所に通知しなければならない。

第四十一條 商品市場において売買取引をすることができる商品仲買人は、当該商品市場において売買取引をすることが出来る会員であつて、取引所別に主務省に備える商品仲買人登録簿に登録を受けたものに限る。

4 前項の場合において、当該商品仲買人が受託の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上に回復したときは、主務大臣は、前項の規定による

受託の停止を解除しなければならない。

5 二種以上の商品について委託を受けて商品市場において売買取引する商品仲買人で第三項の規定により売買取引の受託を停止されたものの純資産額が第二項の規定による最低額には満たないが、停止前にその売買取引していた商品のいずれかについての第一項の規定による最低額以上である場合において、当該商品仲買人が前項に規定する期間内に当該最低額に係る商品のみを委託を受けて商品市場において売買取引することについての届出書を主務大臣に提出したときは、主務大臣は、第三項の規定による売買取引の受託の停止を当該商品について解除しなければならない。

6 第三項の場合において、商品仲買人の純資産額が第四項に規定する期間内に第一項の規定による最低額以上に回復しないとき、又は第四項に規定する期間内に第二項の規定による最低額以上に回復せず、且つ、商品仲買人が前項の規定による届出をしないときは、主務大臣は、当該商品仲買人の登録を取り消さなければならない。

7 第五項の場合において、第三項の規定による売買取引の受託の停止を解除されない商品について

は、主務大臣は、第四項に規定する期間経過後なるべくすみやかに当該商品仲買人に關する登録事項中当該商品に係る部分をまつ消しなければならない。

8 主務大臣は、第四項若しくは第五項の規定により受託の停止を解除したとき、第六項の規定により登録を取り消したとき、又は前項の規定により登録事項をまつ消したときは、理由を示し、遅滞なく、その旨を本人及びその者の所屬する取引所に通知しなければならない。

9 第十五條第二項から第六項までの規定は、第三項から第七項までの規定により主務大臣が受託の停止を命じ、若しくは解除し、又は登録事項をまつ消する場合について、第二十五條第八項の規定は、第一項の純資産額の計算について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人にその旨を通知し、当該商品仲買人(法人である場合には、その役員)」と読み替へるものとする。

(商品仲買人の特權)
第四十三條 商品仲買人以外の者は、商品市場における売買取引の委託を受けることができない。
(登録の申請)

第四十四條 商品仲買人にならうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書をその者が商品仲買人として売買取引しようとする商品市場を開張する取引所に提出し、その者の所屬する当該取引所を経由して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 商号
二 本店又は主たる事務所及び商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる営業所又は事務所の名称及び所在の場所
三 その者が商品仲買人として商品市場において売買取引する商品及び当該商品市場を開張する取引所の名称
四 法人であるときは、その資本金額（出資総額若しくは株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。）及び役員の名

五 個人であるときは、その者の氏名

二 前項の場合において、当該取引所は登録申請者が前項第三号の商品を商品市場において売買取引することができる会員であるときは、これを受理し、遅滞なく、主務大臣に送付しなければならない。

三 第一項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人であるときは、定款、当該法人の登記簿の謄本、役員の名簿及び戸籍抄本又は戸籍証明書並びに当該法人が第二十四條第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに第四十二條第一項に規定する純資産額に関する調査

二 個人であるときは、その者の者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人。以下本号において同じ。の履歴書及び戸籍抄本又は戸籍証明書、その者が第二十四條第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面並びに第四十二條第一項に規定する純資産額に関する調査

四 前項各号の純資産額に関する調査書は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作製したものでなければならない。

（登録及びその通知）
第四十五條 前項第一項の規定による登録の申請があつた場合においては、第四十八條の規定により登録を拒否する場合を除くの外、主務大臣は、登録申請書を受理した日から六十日を経過した日まで、商品仲買人登録簿に前項第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を登録しなければならない。

二 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録申請者及びその者の所屬する取引所に通知しなければならない。

（登録手数料及び仲買保証金）
第四十六條 前項第二項の通知を受けた登録申請者は、通知を受けた日から三十日以内に、政令で定めるところにより、登録手数料として三千円を納付しなければならない。

二 登録申請者は、前項の登録手数料を納付し、且つ、第四十七條第一項の仲買保証金を預託した後でなければ、商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。

（仲買保証金）
第四十七條 商品仲買人は、第四十五條第二項の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、取引所に対し、第四十五條第一項の規定による登録がしてある商品ごとに、並びに本店又は主たる事務所及び同項の規定による登録がしてある支店その他の従たる営業所又は事務所ごとに、第二項の規定により取引所の定款で定める仲買保証金を預託しなければならない。

二 前項及び第五十條第一項に規定する仲買保証金の額は、商品ごとに、当該商品仲買人の本店又は主たる事務所については三十万円、前項に規定する支店その他の従たる営業所又は事務所については一箇所につき五万円を下らない範囲内で取引所が定款で定める。

三 商品仲買人に対して商品市場における売買取引を委託した者は、その委託により生じた債権に關し、当該商品仲買人の当該商品市場において売買取引する商品についての仲買保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

四 第三十八條第三項、第四項及び第六項の規定は、仲買保証金について準用する。

（登録の拒否）
第四十八條 主務大臣は、商品仲買人の登録を申請した者が左の各号の一に該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十四條第一項各号の一に該当するとき。
二 純資産額が第四十二條第一項の規定により取引所の定める額に満たないとき。

三 他の会員が現に使用する商号又は他の会員の営業若しくは事業と誤認される虞のある商号を当該会員の許諾を得ないで使用しようとするとき。
四 登録申請者が提出した登録申請書又は第四十四條第三項各号に掲げる書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

二 第十五條第二項から第六項まで及び第四十五條第二項の規定は、前項の規定による登録の拒否について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者又は」とあるのは「登録申請者（法人である場合には、その役員）又は」と読み替へるものとする。

（登録の変更）
第四十九條 商品仲買人は、第四十四條第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨の変更届出書をその者の所屬する取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

二 前項の変更届出書には、その変更を証する書面並びに変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及びその者が第二

項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人であるときは、定款、当該法人の登記簿の謄本、役員の名簿及び戸籍抄本又は戸籍証明書並びに当該法人が第二十四條第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに第四十二條第一項に規定する純資産額に関する調査

二 個人であるときは、その者の者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人。以下本号において同じ。の履歴書及び戸籍抄本又は戸籍証明書、その者が第二十四條第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面並びに第四十二條第一項に規定する純資産額に関する調査

十四條第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。但し、その変更が第四十四條第一項第二号に係るものであるときは、この限りでない。

3 商品仲買人は、第四十四條第一項第三号に掲げる事項について変更しようとするときは、その者の所屬する取引所を経由して、主務大臣に登録変更申請書を提出しなければならない。

4 第十五條第二項から第六項まで、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條第二項及び前條第一項並びに同條第二項中第四十五條第二項の準用に関する部分の規定は、第一項の規定による変更の届出及び前項の規定による変更の申請について準用する。この場合において、第十五條第二項、第四十四條第二項、第四十五條第二項及び前條第一項第四号中「登録申請者」とあるのは「変更届出者又は登録変更申請者」と、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「変更届出者又は登録変更申請者」にその旨を通知し、変更届出者又は登録変更申請者（これらの者が法人である場合には、その役員）」と、第四十五條第一項及び前條第一項第四号中「登録申請書」とある

の「変更届出書又は登録変更申請書」と、第四十五條第二項中「前項の規定による登録」とあるのは「第四十九條第四項において準用する前項又は第四十八條第一項の規定による登録の変更又は登録の変更の拒否」と、前條第一項中「商品仲買人の登録を申請した者」とあるのは「変更届出者又は登録変更申請者」と読み替へるものとす。

（新營業所についての仲買保証金）
第五十條 商品仲買人は、新たに商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる營業所又は事務所を設置する場合において、主務大臣からこれに関する登録変更をした旨の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、当該營業所又は事務所についての仲買保証金を取引所に對し、預託しなければならない。

2 商品仲買人は、前項の仲買保証金を預託した後でなければ、当該支店その他の従たる營業所又は事務所において商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。

（届出事項）
第五十一條 商品仲買人は、第四十二條第五項及び第四十九條第一項の規定により届け出る場合の外、

左の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第二十四條第一項第一号、第二号、第六号から第八号まで若しくは第四十八條第一項第二号の一に該当することになったとき、又は登録當時第二十四條第一項各号若しくは第四十八條第一項第二号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき。

二 死亡又は解散以外の事由に因り取引所を脱退したとき。
三 商品市場における売買取引の受託業務を廃止したとき。
四 商品市場における売買取引の受託業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

2 商品仲買人が左の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

四 個人が死亡した場合においてはその相続人
（登録の取消）
第五十二條 主務大臣は、第四十二條第六項の規定により商品仲買人の登録を取り消す場合を除くの外、商品仲買人が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第二十四條第一項第一号、第二号若しくは第六号から第八号までの一に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録當時第二十四條第一項各号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき。

二 不正の手段により第四十五條第一項の規定による登録を受けたとき。
2 主務大臣は、第四百二十三條の規定により商品仲買人の登録を取り消す場合を除くの外、商品仲買人が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四十六條第一項に規定する期間内に同項の規定による納付をしないとき。
二 商品仲買人が正当な理由がないのに受託業務を開始することができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。

3 第十五條第二項から第六項まで及び第四十五條第二項の規定は、前二項の規定による登録の取り消しについて準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人にその旨を通知し、当該商品仲買人法人である場合には、その役員」と、第四十五條第二項中「登録申請書」とあるのは「当該商品仲買人」と読み替へるものとす。

（登録のまつ消）
第五十三條 主務大臣は、左の各号に掲げる場合においては、商品仲買人登録簿につき、当該商品仲買人に関する登録をまつ消しなければならない。

一 第四十二條第六項、前條第一項若しくは第二項又は第四百二十三條の規定により商品仲買人の登録を取り消したとき。
二 第五十二條第一項第二号若しくは第三号又は同條第二項の規定による届出があつたとき。

三 主務大臣が第五十一條第一項第二号若しくは第三号又は同條第二項各号に掲げる場合に該当するものと認めて商品仲買人又は同條第二項各号に掲げ

る者に通知して、その者又はその代理人の謝罪を求め、釈明のため証拠を提出する機会を與えるためその職責をして聴聞させた後、その事実を確認したとき。

2 前項の規定による登録のまつ消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において、主務大臣が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該商品仲買人に通知したときは、その期間を経過するまでは、しないことができる。

一 前項第二号に掲げる場合においては、主務大臣が当該届出を受理した日

二 前項第三号に掲げる場合においては、主務大臣が当該事実を確認した日

3 第十五条第三項から第六項までの規定は、第一項第三号の規定により聴聞をする場合について、第四十五條第二項の規定は、第一項第二号及び第三号に規定する事由に因り登録をまつ消した場合について、適用する。この場合において、第四十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人」と読み替へるものとする。

(帳簿の区分整理)
第五十四條 商品仲買人は、第三十九條の規定により区分整理する場合において、商品市場における売買取引についても、主務省令で定めるところにより、自己の計算による売買取引と委託者の計算による売買取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第六條 機関
第五十五條 取引所に、左の役員を置く。
理事長 一人
理事 二人以上
監事 二人以上

合において、商品市場における売買取引についても、主務省令で定めるところにより、自己の計算による売買取引と委託者の計算による売買取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第六條 機関

第五十五條 取引所に、左の役員を置く。

理事長 一人

理事 二人以上

監事 二人以上

(役員の種類)

第五十六條 理事長は、取引所を代表し、その事務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、取引所を代表し、理事長を輔佐して取引所の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、取引所の事務を監査する。

(役員の種類)
第五十七條 第二十四條第一項第一号から第六号までの一に掲げる者に該当する者は、役員になることができない。

(役員の種類)
第五十八條 役員（設立当時の役員を除く。）は、定款で定めるところにより、総会において、会員が選挙する。

2 前項の場合において、会員は、出資口数にかかわらず、各自一箇の選挙権を有する。

(役員の種類)
第五十九條 役員（任期は、三年以内において定款で定める期間とする。）

2 設立当時の役員（任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえることができない。）

(仮理事及び仮監事)
第六十條 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者が不在の場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(役員の種類)
第六十一條 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員（役員の種類）の請求をすることができる。

(理事の自己契約等の禁止)
第六十三條 取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が取引所を代表する。取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の書類の備置及び閲覧)
第六十四條 理事長は、定款、業務規程及び総会の議事録を取引所の

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは業務規程の違反を理由

として解任を請求するとき、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

(役員の種類)
第六十二條 役員は、他の取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となつていない取引所の監事と、監事は、その者が監事となつていない取引所の使用人又は理事若しくは理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)
第六十三條 取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が取引所を代表する。取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の書類の備置及び閲覧)
第六十四條 理事長は、定款、業務規程及び総会の議事録を取引所の

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは業務規程の違反を理由

として解任を請求するとき、この限りでない。

各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は商号及び住所

二 加入年月日

三 出資口数、出資金額及びその拂込年月日

四 商品市場において売買取引する商品

五 商品仲買人であるときは、その旨、登録年月日及びその者が委託を受けて商品市場における売買取引をすることが出来る商品

3 会員及び取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し、第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(民法及び商法の適用)
第六十五條 商法第二百五十四條第二項（取締役と会社との関係）、第二百六十六條（取締役の連帯責任）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の免除）の規定は、理事長、理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（代表権の委任並びに商法第二百六十四條から第二百

第六十四條 理事長は、定款、業務規程及び総会の議事録を取引所の

六十二條まで（取締役の業務の執行及び会社の代表）、第二百六十七條、第二百六十八條（取締役に対する訴）及び第二百六十九條取締役の報酬の規定は、理事長及び理事について、同法第二百七十四條、第二百七十五條（報告の徴収及び書類の調査等）、第二百七十八條（取締役と監査役の連帯責任）及び第二百七十九條（監査役に対する訴）の規定は、監事について適用する。この場合において、商法第二百六十八條第一項及び第二百七十九條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

（総会の招集）
第六十六條 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
2 理事長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。
3 会員が総会員の五分の一以上の者の連署をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以

内に、臨時総会を招集しなければならない。
4 理事長の職務を行う者がなくとき、又は前項の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないのに招集の手続をしないときは、監事は、遅滞なく、総会を招集しなければならない。
5 前項の場合において、監事の職務を行う者がなくとき、又は監事が正当な理由がないのに前項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、総会を招集することができる。
6 総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に対して、その通知をしなければならない。但し、第二項から前項までに規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができる。
7 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。

（総会の決議事項）
第六十七條 この法律に特別の定があるものの外、左の事項は、総会の決議を経なければならない。
一 財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認
二 経費の賦課及び徴収の方法
三 その他定款で定める事項（第二十五條第六項の規定による会員の除名及び第二百二十二條の規定による主務大臣の命令に基いてする会員の除名を除く。）
（総会の特別決議事項）
第六十八條 左の事項は、総会員の半數以上が出席し、その議決權の三分の二以上の多數による決議を経なければならない。
一 定款の変更
二 解散
三 会員の除名（第三十五條第六項の規定によつてする場合及び第二百二十二條の規定による主務大臣の命令に基いてする場合を除く。）
2 取引所は、その定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
（総会の議事）
第六十九條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除いて、出席した会員の議決權の過半數で決し、可否同數のときは、議長は、総会において選任する。
3 議長は、会員として総会の決議に加ふる權利を有しない。
4 総会においては、第六十六條第六項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。但し、定款で別段の

定をしたときは、この限りでない。
（議決權の代理行使）
第七十條 会員は、定款で定めるところにより、代理人をもつて議決權を行うことができる。
2 前項の規定により議決權を行う者は、総会に出席したものとみなす。
3 第一項の代理人は、会員でなければならない。
4 第一項の代理人は、代理權を証する書面を取引所に差し出さなければならない。
（商法の準用）
第七十一條 商法第二百三十九條第四項、第二百四十條（特別利害關係人の議決權）、第二百四十四條（株主總會の議事録）、第二百五十五條（第一項第一号から第三号までを除く。）（取締役又は監査役の責任の免除の特別決議）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主總會の決議の取消又は無効）の規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第二百四十五條第二項において準用する第二百六十八條第一項及び第二百七十九條第一項中「資本ノ十分ノ一以

上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。
第七章 計算
（会員信託金等の運用方法）
第七十二條 取引所は、左の方法による外、会員信託金又は仲買保証金として預託を受けたものを運用することができる。
一 国債証券又は地方債証券の買入
二 銀行への預け金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託
2 取引所は、前項第三号の金銭信託をしようとするときは、当該取引所を元本及び利益の受益者とするとして当該信託会社又は信託業務を営む銀行と契約しなければならない。
（損失てん補準備金）
第七十三條 取引所は、定款で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の百分の十以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。
2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りやうしてはならない。
（剰余金の配当禁止）
第七十四條 取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

（剰余金の配当禁止）
第七十四條 取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

（剰余金の配当禁止）
第七十四條 取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

（剰余金の配当禁止）
第七十四條 取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

（剰余金の配当禁止）
第七十四條 取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

(決算関係書類の提出)

第七十五條 理事長は、通常總會の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出しなければならない。

(商法の適用)

第七十六條 商法第二百八十二條から第二百八十五條まで（会社の計算）の規定は、取引所の計算について適用する。この場合において、商法第二百八十二條第一項又は第二百八十三條第一項中「前條ニ掲グル書類」又は「第二百八十一條ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第七十五條に規定する書類」と読み替へるものとする。

第八章 商品市場における売買取引
(取引資格)
第七十七條 商品市場における売買取引は、その市場を開設する取引所の会員であつて、第十四條第一項の規定により当該商品市場に上場する商品を売買取引する旨の登録がしてあるものでなければならぬことができない。

(業務規程)
第七十八條 取引所は、その業務規程において、左に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 売買取引の種類及び期限

二 立会の開閉

三 立会の停止

四 売買取引の締結の方法

五 受渡その他の決済の方法

六 前各号に掲げる事項の外、売買取引に關し必要な事項

2 取引所は、その業務規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(売買証拠金)

第七十九條 取引所は、定款で定めるところにより、会員をして、商品市場における売買取引について、売買証拠金を預託させることができる。

2 前項の売買証拠金は、定款で定めるところにより、第三十八條第三項に規定する有価証券又は当該商品市場における上場商品の保管を証する倉荷証券をもつて、これに充てることができる。

3 第三十八條第四項の規定は、前項の有価証券又は倉荷証券の充用価格について適用する。

(商品の格付)

第八十條 上場商品の格付の方法、格付表その他格付に關する事項は、業務規程で定めなければならない。

2 前項の場合において、商品市場における売買取引のために、当該商品の等級について定められた固

定規格があるときは、取引所は、これに従わなければならない。

3 会員は、取引所が業務規程で定めるところにより行行格付に従わなければならない。

4 取引所は、格付人を選任する必要がある場合においては、当該取引所の会員以外の者のうちから選任しなければならない。

5 前項の格付人は、取引所の使用人としなければならない。

(売買取引の決済)

第八十一條 商品市場における売買取引の決済は、業務規程の定めるところにより、取引所を経てしなければならない。

2 前項の決済に關する事務は、取引所自ら行わなければならない。

(売買取引の決済の繰延の禁止)

第八十二條 商品市場における売買取引は、取引所の格付の遅延その他取引所につき生じた事由による場合を除くの外、その履行期を繰り延べて決済してはならない。

(立会の臨時の開閉等の届出)
第八十三條 取引所は、その成立後最初に立会を行つたとき、及び臨時に立会を開閉し、又は停止し、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(債務不履行に因る損害賠償)
第八十四條 会員は、商品市場にお

ける売買取引に基く債務の不履行に因る債権に關し、当該売買取引の相手方たる会員の当該商品市場において売買取引する商品についての会員信託金及び仲買保証金並びに当該商品市場における売買取引についての売買証拠金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

2 第三十八條第五項及び第四十七條第三項の規定による商品市場における売買取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の会員信託金及び仲買保証金についての会員の権利に對して優先する。

(総売買取引高等の揭示及び公表)
第八十五條 取引所は、その開設する商品市場における毎日の総売買取引高及び売買取引の成立価格をその日に当該商品市場に掲示しなければならない。

2 取引所は、その開設する商品市場における毎日の最高、最低及び最終価格を表示する相場表をその日に公表しなければならない。

(相場及び売買取引高報告書の提出)
第八十六條 取引所は、主務省令で定めるところにより、当該取引所の開設する商品市場における毎日及び毎月の相場及び売買取引高を

告書を作製し、これを主務大臣に提出しなければならない。

(取引停止の場合における売買取引の決済の結了)

第八十七條 第三十七條の規定は、会員の商品市場における売買取引がこの法律又は取引所の定款で定めるところにより停止された場合に適用する。

(仮装売買、なれ合売買等の禁止)
第八十八條 何人も、左に掲げる行為をしてはならない。

一 商品の所有權の移轉を目的としない売買取引をすること。

二 仮装の売買取引をし、又は偽つて自己の名を用いないで売買取引をすること。

三 自己のする買付と同時に、それと同価格において、他人が当該商品を買付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付をすること。

四 自己のする買付と同時に、それと同価格において、他人が当該商品を買付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付をすること。

五 單獨で又は他人と共同して、当該商品の売買取引が繁盛であると誤解させるべき一連の売買取引又は当該商品の相場を変動させるべき一連の売買取引をすること。

六 前各号に掲げる行為の委託又は受託をすること。

七 商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によつて変動すべき旨を流布すること。

八 商品市場における商品の売買取引をするにつき、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

(仮装売買等をした者の損害賠償責任)

第八十九條 前條の規定に違反した者は、当該違反行為に因り形成された価格により商品市場における当該商品の売買取引又はその委託をした者が当該売買取引又は委託につき受けた損害を賠償する責任を負ふ。

2 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前條の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

(会員の取引の制限)

第九十條 主務大臣は、商品市場において、買占、売りくずしその他の方法により過大な数量の取引が行われ、又は不当な価格が形成されていると認める場合において、商品市場における秩序を維持し、且つ、公益を保護するため必要が

あると認めるときは、会員に対し、商品市場における売買取引又はその受託を制限することができる。

第九章 商品市場における売買取引の受託

(受託の取扱場所)

第九十一條 商品仲買人は、第四十五條第一項(第四十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定による登録がしてあるその営業所又は事務所以外の場所、商品市場における売買取引の委託を受け、又は自己(法人である場合には、その役員)以外の者に委託を勧誘してはならない。

2 商品仲買人は、前項の営業所又は事務所にその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。

(受託者が占有する商品等の処分の制限)

第九十二條 商品仲買人は、委託者から預託を受けて、又はその者の計算において自己が占有する物を、その者の書面による同意を得ないで、担保に供し、貸し付け、その他委託の趣旨に反して処分してはならない。

(委託の媒介等の制限)

第九十三條 商品市場における売買取引の委託の媒介、取次及び代理は、商品仲買人でなければならぬとできない。

(存行為の禁止)

第九十四條 商品市場における売買取引の委託を受けた商品仲買人又は商品仲買人に対する商品市場における売買取引の委託を媒介し、取次し、若しくは代理することを引き受けた商品仲買人は、商品市場において、売付若しくは買付をせず、又は商品仲買人に対しその媒介、取次若しくは代理をしない、自己がその相手方となつて、売買を成立させてはならない。

(売買成立の通知)

第九十五條 商品仲買人は、委託を受けた商品市場における売買取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもつて、成立した価格及び数量並びに成立の日を委託者に通知しなければならない。

(受託契約準則への準拠)

第九十六條 商品仲買人は、商品市場における売買取引の受託については、その所屬する取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

2 取引所は、その受託契約準則において、左に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 売買取引の受託の条件

二 受託その他の決済の方法

三 前各号に掲げる事項の外、売買取引の受託に關し必要な事項

3 取引所は、その受託契約準則を

変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(委託手数料及び委託証拠金)

第九十七條 商品仲買人は、商品市場における売買取引の受託をするときは、委託者から委託手数料を徴し、及び担保として委託証拠金を徴しなければならない。

2 主務大臣は、取引の公正を確保し、及び委託者又は受託者を保護するため必要があると認めるときは、商品の種類別にその価格及び数量を基準として、主務省令で前項の委託手数料又は委託証拠金の利率を定めることができる。

第十章 解散及び清算

(解散)

第九十八條 取引所は、左の事由に因つて解散する。

一 定款で定めた存立時期の満了

又は解散事由の発生

二 総会の決議

三 破産

四 取引所の登録の取消

五 会員の数がすべての上場商品について十人以下となつたこと。

2 取引所は、前項第一号から第三号まで又は第五号の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(二) 部の商品市場の閉鎖

第九十九條 取引所は、その開設する商品市場において売買取引する会員の数が十人以下となつたときは、前條第一項第五号の規定により解散する場合を除くの外、当該商品市場における売買取引を停止し、第二十條第一項の規定による登録の変更の申請をしなければならない。

(清算)

第一百條 取引所が解散したときは、破産の場合を除いては、理事長及び理事がその清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 主務大臣は、第九十八條第一項第四号の規定により取引所が解散したとき、又は清算人の職を行ふ者がいないときは、清算人を選任する。

(商法の準用)

第一百一條 商法第六十六條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十八條、第二百二十九條第二項及び第三項(合名会社の清算関係)、第四百十八條から第四百二十五條まで、第四百二十六條第一項並びに第四百二十七條(株式会社の清算関係)の規定は、取引所の清算について準用する。

2 第六十二條から第六十四條まで、第六十六條及び第七十五條並

びに商法第二百四十四條第二項（議事録署名義務者）、第二百四十五條第一項第四号（取締役の責任の免除に関する部分に限る。）、第二百四十七條、第二百四十九條（總會の決議の取消）、第二百五十四條第二項（会社と取締役との委任関係）、第二百六十一條（取締役の代表権）、第二百六十六條から第二百六十九條まで（取締役の責任及び取締役に対する訴）、第二百七十四條、第二百七十五條（監査役の調査権限等）、第二百七十八條（監査役及び取締役の連帯責任）及び第二百八十二條から第二百八十四條まで（取締役の計算書類の公示及び總會への提出義務並びに取締役又は監査役に対する責任の解除）の規定は、清算人について準用する。この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第二百六十八條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と、同法第二百八十二條第一項又は第二百八十三條第一項中「前條ニ掲グル書類」又は「第二百八十一條ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第一百一條第二項において準用する同法第七

十五條に規定する書類」と読み替へるものとする。

第十一章 登記

（設立の登記）

第二百二條 設立の登記は、第十四條第二項の規定による主務大臣の通知があつた日から二週間以内に、主たる事務所所在地においてしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

五 出資の総額

六 出資一口の金額及びその拂込の方法

七 役員の名氏及び住所

八 理事に代表権を與えたときは、その代表権の範圍

九 公告の方法

3 取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（従たる事務所の設立の登記）

第二百三條 取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所を設けたことを登記

し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

（事務所の移転の登記）

第二百四條 取引所が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第二百二條第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内は同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

（変更の登記）

第二百五條 第二百二條第二項各号に掲げる事項中に変更を生じたときは、主たる事務所所在地において

ては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第二百二條第二項第一号に掲げる事項の変更の登記でその変更が上場商品に係るものについては、前項の規定にかかわらず、第二十條第三項において準用する第十四條第二項の規定による主務大臣の通知があつた日から前項の期間を起算する。

3 第二百二條第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、第一項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内、従たる事務所の所在地においては五週間以内に行うことができる。

（解散の登記）

第二百六條 取引所が解散したときは、破産の場合を除く外、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（清算人の登記）

第二百七條 清算人が就職したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に左の事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名及び住所

二 清算人で取引所を代表しない者があるときは、取引所を代表すべき者の氏名

三 数人の清算人が共同して取引所を代表すべき定があるときは、その定

2 第二百五條第一項の規定は、前項の規定により登記した事項の変更の登記について準用する。

（清算終了の登記）

第二百八條 取引所の清算が終了したときは、第二百一條第一項において準用する商法第四百二十七條第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

（登記の管轄）

第二百九條 取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

（設立の登記の申請）

第二百十條 取引所の設立の登記は、役員全員申請によつてする。

2 前項に規定する設立の登記の申請書には、第十四條第一項の規定により取引所が商品取引所登録簿

に登録されたことを証する書面及び定款並びに出資の拂込及び役員
の選任があつたことを証する書面
を添附しなければならない。
(従たる事務所における設立の登
記の申請)

第百十一條 第百二條第三項の規定
による登記は、理事長の申請によ
つてする。

(変更の登記の申請)
第百十二條 取引所の従たる事務所
の新設、主たる事務所又は従たる
事務所の移転その他第百二條第二
項各号に掲げる事項の変更の登記
は、理事長又は清算人の申請によ
つてする。

2 前項に規定する登記の申請書に
は、従たる事務所の新設又は登記
事項の変更を証する書面を添附し
なければならない。

3 第百五條第二項の登記の申請書
には、前項の書面の外、第二十條
第三項において準用する第十四條
第一項の規定による登録の変更を
証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)
第百十三條 取引所の解散の登記
は、破産の場合及び第三項に規定
する場合を除くの外、清算人の申
請によつてする。

2 前項の規定による登記の申請書
には、解散の事由を証する書面及

び理事長又は理事長が清算人でない
場合においては、清算人の資格を
証する書面を添附しなければならない。
(登記の効力)

3 取引所が主務大臣の登録の取消
の処分により解散する場合におけ
る解散の登記は、主務大臣の嘱託
によつてする。

(清算人の登記の申請)
第百十四條 第百七條第一項の規定
による登記は、清算人の申請によ
つてする。

2 第百七條第一項の規定による登
記の申請書には、理事長又は理事
が清算人とならない場合において
は、清算人の資格を証する書面を
添附しなければならない。

3 第百七條第二項において準用す
る第百五條第一項の規定による変
更の登記の申請書には、登記事項
の変更を証する書面を添附しなけ
ればならない。

(清算終了の登記の申請)
第百十五條 第百八條の規定による
登記は、清算人の申請によつてす
る。

2 第百八條の規定による登記の申
請書には、清算人が第百一條第一
項において準用する商法第四百二
十七條第一項の承認を得たことを
証する書面を添附しなければならない。

(登記事項の公告)
第百十六條 登記した事項は、登記
所において、遅滞なく、公告しな
ければならない。

第百十七條 この法律の規定により
登記すべき事由は、登記をした後
でなければ、これをもつて第三者
に対抗することができない。

(非訟事件手続法の準用)
第百十八條 非訟事件手続法(明治
三十一年法律第十四号)第百三十
九條ノ二、第百四十二條から第百
五十條まで、第百五十條ノ三から
第百五十一條ノ六まで及び第百五
十四條から第百五十七條まで(商
業登記の通則)の規定は、この法
律による登記について準用する。

第百十九條 主務大臣は、業務の監
督上必要があると認めるときは、
取引所又は会員に対し、その業務
又は財産に関し、参考となるべき
報告を求め、又は資料の提出を求
めることができる。

(立入検査)
第百二十條 主務大臣は、決済を將
来において行つて行つた取引により商
品の価格を急激に又は不合理に變
動させる過当な投機を防止するこ
とによつて、公益を保護するため、
又は取引の信義則を確保するため
必要があると認めるときは、

部下の職員をして、取引所又はそ
の会員の事務所又は営業所に立ち
入り、又はその帳簿書類その他業
務に關係のある物件を検査させる
ことができる。

2 前項の規定により会員の事務所
又は営業所に立入検査をした場合
において、当該職員は、検査の目
的を達成するため、当該会員が所
有し、又は預託を受けた商品で前
項の事務所又は営業所以外の場所
に保管されているものを検査する
必要があると認めるときは、当該
会員をして当該商品の保管を証す
る書面をその場所の管理者に呈示
させてその場所に立ち入り、当該
会員を立ち台せて当該商品を検査
することができる。

3 前二項の場合において、当該職
員は、その身分を証する証票を携
帶し、關係人にこれを呈示しなけ
ればならない。

(取引所に対する監督上の処分)
第百二十一條 主務大臣は、取引所
が左の各号の一に該当する場合に
おいて、決済を將來において行つ
た取引により商品の価格を急激に
又は不合理に變動させる過当な
投機を防止することによつて、公
益を保護するため、又は取引の信
義則を確保するため必要且つ適當
であると認めるときは、当該取引
所に対し、当該各号に掲げる処分

をすることが出来る。

一 この法律、第二十五條第一
項、第三十八條第四項(第四十
七條第四項及び第七十九條第三
項において準用する場合を含む。)
第四十二條第一項若しくは
第四十六條第一項の規定に基
く政令(以下本章において「この
法律に基く政令」という。)、第
二十五條第八項、第三十九條、
第五十四條、第八十六條、第九
十一條第二項若しくは第九十七
條第二項の規定に基く省令(以
下本章において「この法律に基
く省令」という。))若しくは第百
十九條、第百二十條第一項若し
しくは第二項、第百二十一條第一
項第二号若しくは第二項、第百
二十二條、第百二十四條若しく
は第百三十二條第一項の規定に
よる主務大臣の処分(以下本章
において「この法律に基いてする
主務大臣の処分」という。))に違
反したとき、又は会員がこの法
律、この法律に基く政令、この
法律に基く省令若しくは当該取
引所の定款に違反した場合にお
いて、当該会員に対しこの法
律、この法律に基く政令、この法
律に基く省令若しくは当該定款
を遵守させるために当該取引所
がこの法律、この法律に基く政
令、この法律に基く省令又は当

をすることが出来る。

該定款により認められた機能の行使その他必要な措置をする。ことを怠つたときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 取引所の行為又はその開設する商品市場における売買取引の状況が公益上有害であると認めるときは、十日以内の期間を定めて売買取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は内閣の議を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部の停止を命ずること。

2 主務大臣は、不正の手段により取引所の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は取引所の役員がこの法律、この法律に基づく政令、この法律に基づく省令若しくはこの法律に基いてする主務大臣の処分違反したときは、当該取引所に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

(会員に対する監督上の処分)

第二百二十二條 主務大臣は、会員がこの法律、この法律に基づく政令、この法律に基づく省令又はこの法律に基いてする主務大臣の処分違反したときは、取引所に対し当該会員を除名すべき旨若しくは六月以内の期間を定めて当該会員の商品市場における売買取引を停止す

べき旨を命じ、又は、当該違反行為が法人たる会員の役員に係るものであるときは、当該会員に対し当該違反行為をした役員を解任すべき旨を命ずることができる。

(商品仲買人に対する監督上の処分)

第二百二十三條 主務大臣は、商品仲買人がこの法律、この法律に基づく政令、この法律に基づく省令又はこの法律に基いてする主務大臣の処分違反したときは、その登録を取り消し、又は当該商品仲買人に対し、六月以内の期間を定めて商品市場における売買取引若しくはその受託の停止を命じ、若しくは、当該違反行為が法人たる商品仲買人の役員に係るものであるときは、当該役員を解任を命ずることができる。

(定款等の変更命令)

第二百二十四條 主務大臣は、取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引に関する慣行について、商品の流通高に比して余りにも過当な売買取引が行われることを防止し、又は取引所が商品仲買人から仲買保証金の預託を受けることを怠ることを防止する等公益又は委託者を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、当該取引所に対し、これらの変更を命ずることができる。

(轉開の規定の準用)

第二百二十五條 第十五條第二項から第七項までの規定は、主務大臣が前四條の規定による処分をしようとする場合について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは、その処分をしようとする者にその旨を通知し、その処分をしようとする者(法人である場合には、その役員)と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「その処分をしようとする者」と読み替へるものとする。

第十三章 仲介

(仲介の申立)

第二百二十六條 商品市場における売買取引に關し、取引所、会員又は委託者相互の間に紛争がある場合においては、当事者は、その紛争の解決を図るため商品取引所取引紛争審査会(以下「審査会」という。)に申し出て、仲介を求めることができる。

(仲介の申立の方法)

第二百二十七條 前條の規定による申立は、左に掲げる事項を記載した書面を審査会に提出してしなければならない。

- 一 申立人の氏名又は商号、職業及び住所
- 二 紛争の相手方の氏名又は商

号、職業及び住所

- 三 申立の趣旨
- 四 紛争の事情
- 五 参考となる書類の表示
- 六 申立の年月日

(仲介の方法)

第二百二十八條 審査会は、前條に規定する書面を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、その意見を聞いて、仲介を行う。

2 前項の出頭を求められた当事者は、自ら出頭しなければならぬ。但し、やむを得ない事由がある場合においては、審査会の承認を得て、代理人を出頭させることができる。

3 審査会は、第一項の規定による仲介を行うため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 参考人に出頭を求めてその意見を聴取し、又は参考人からその意見若しくは報告を提出させること。

二 鑑定人に出頭を求めて鑑定させること。

三 紛争の当事者に対し、紛争に關係のある帳簿書類その他の物件の提出を求め、又は提出物件を預め置くこと。

4 審査会は、第一項の規定による仲介を行うため必要があると認め

るときは、主務大臣に申し出て、当事者が所有し、又は占有する紛争に關係のある帳簿書類その他の物件の突地調査を求めることができる。

5 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その部下の職員をして、当事者の事務所又は営業所に立ち入り、当該物件を検査させることができる。

6 第二百二十九條第二項及び第三項の規定は、前項の立入検査について準用する。この場合において、同條第二項中「会員の事務所又は営業所」とあるのは「当事者の事務所又は営業所」と、「当該会員」とあるのは「当事者」と、「前項の事務所又は営業所又は営業所」と読み替へるものとする。

(協定案の作成)

第二百二十九條 審査会は、仲介に基く協定案を作成して紛争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

(協定書)

第二百三十條 当事者の双方が前條の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、署名して印をおし、これを審査会に提出しなければならない。

(協定の不履行)

第二百三十一條 当事者の双方が第二百二十九條の協定案を受諾した場合

において、その一方が協定を履行しないときは、その相手方は、その旨を審査会に報告しなければならない。

(協定不履行の場合の処分)

第百三十二條 当事者の双方が第百二十九條の協定案を受諾した場合において、当事者たる取引所又は会員が協定を履行しないときは、主務大臣は、取引所に対しその役員を解任すべき旨若しくは当該会員の商品市場における売買取引を停止すべき旨を命じ、又は、当該会員が法人である場合には、当該会員に対しその役員を解任すべき旨を命ずることができる。

2 第十五條第二項から第七項までの規定は、主務大臣が前項の規定による処分をする場合について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「前項の処分をしようとする取引所又は会員にその旨を通知し、当該取引所若しくは会員（法人である場合には、その役員）」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「その処分をしようとする取引所又は会員」と読み替えるものとする。

(協定案の公表)

第百三十三條 主務大臣は、当事者の一方又は双方が第百二十九條の

協定案を受諾することを拒否した場合において、商品市場における売買取引の公正を確保するため又は商品市場における売買取引の委託者若しくは受託者を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、当事者の秘密に属する事項を除き、仲介の経過及び協定案を理由を示して公表することができる。

(仲介の申立の制限)

第百三十四條 当事者の双方が仲介に基く協定案を受諾したときは、当事者は、当該仲介が行われた紛争について、更に仲介の申立をすることができない。

第十四章 商品取引所取引紛争審査会

(設置)

第百三十五條 第百二十八條第一項の規定による仲介を行わせるため、通商産業省の附屬機関として審査会を設置する。

(組織)

第百三十六條 審査会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき、通商産業大臣が任命する。

- 一 大蔵省の職員 一人
- 二 農林省の職員 一人
- 三 通商産業省の職員 一人

3 委員は、非當勤とする。

第十五章 商品取引所審査会

(設置)

第百三十七條 この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、通商産業省の附屬機関として商品取引所審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第百三十八條 主務大臣は、左に掲げる行為をしようとするときは、審査会の議決を経なければならない。

一 この法律に基く政令案又は省令案の立案

二 第四條の規定による承認

三 第十四條第一項（第十九條第三項及び第二十條第三項において準用する場合を含む。）又は第四十五條第一項（第四十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録

四 第十五條第一項（第十九條第三項及び第二十條第三項において準用する場合を含む。）又は第四十八條第一項（第四十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否

五 第二十一條第一項の規定による登録の取消及び登録に係る事項の一部の変更の命令又は第五十二條第一項若しくは第二項の規定による登録の取消

六 第三十八條第三項（第四十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による承認

合を含む。）の規定による承認

七 第六十條の規定による選任

八 第九十條の規定による処分

九 第百二十九條から第百二十四條までの規定による処分

十 第百三十二條第一項の規定による処分

十一 第百四十三條第一項の規定による申立

（組織並びに会長及び委員の任命等）

第百三十九條 審査会は、会長一人及び委員四人をもつて組織する。

2 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 会長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから会長又は委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならない。

5 在任中の会長及び委員は、商品の売買取引に関係のある事業者団体と関係を持ち、又は商品市場における売買取引若しくはその受託を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反復給付を受け、若しくは当該企業に投資することができない。

6 会長及び委員は、内閣総理大臣及び審査会の許可を得た場合に限る。前項の規定にかかわらず、自己の利益のために前項の企業の経営に参加し、又は当該企業の株式を保有し、若しくは取得することができない。

（会長及び委員の任期）

第百四十條 会長及び委員の任期は、三年とする。但し、前任者の任期満了前に補欠任命を受けた会長又は委員は、前任者の任期期間在任するものとする。

2 会長及び委員は、再任されることができない。

(罷免)

第百四十一條 内閣総理大臣は、会長又は委員が左の各号の一に該当するときは、これを罷免しなければならない。

一 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。

二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁こ以上の刑に処せられたとき。

2 内閣総理大臣は、会長又は委員が左の各号の一に該当するときその他会長又は委員が会長又は委員たるに適しないと認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができ。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと内閣総理大臣が認めるとき。

二 職務上の義務違反があるととき。

3 前項の場合においては、内閣総理大臣は、その理由を明らかにしなければならぬ。

(会長及び委員の失職并償)

第四百四十二條 会長及び委員は、政令で定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

第十六章 雑則

(裁判所の禁止命令)

第四百四十三條 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又はしようとする者に対し、その行為の禁止を命ずることができ。

2 前項の禁止命令は、回復しがい事態が生じた場合にのみ発せられ、その必要がなくなつた場合に

は、すみやかに撤回されるものとする。

3 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができ。

4 第一項及び前項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法によつて行ふ。

(取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務)

第四百四十四條 取引所の役員若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、取引所の役員又は使用人としてその職務に関して知得した秘密を他に漏らし、又はせつ用してはならない。

(相場によると横行の禁止)

第四百四十五條 何人も、商品市場における売買取引によらないで、商品市場における相場を利用して差金を授受することを目的とする行為をしてはならない。

(参考人等の費用の請求)

第四百四十六條 第十五條第六項(第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第二百二十五條及び第三百三十二條第二項において適用する場合を含む。)又は第百

二十八條第三項第一号若しくは第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができ。

(登録、届出及び報告に関する細目)

第四百四十七條 この法律による登録、届出及び報告に関する手続その他の細目については、政令で定める。

(主務大臣、主務省、主務省令及び権限の委任)

第四百四十八條 この法律において主務大臣又は主務省は、農林省関係商品(第二條第二項第四号及び第五号に掲げる商品並びに同項第十号の規定により政令で定める商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。)のみを上場する取引所については農林大臣又は農林省とし、農林省関係商品以外の商品(以下「通商産業省関係商品」という。)のみを上場する取引所については通商産業大臣又は通商産業省とし、農林省関係商品及び通商産業省関係商品を上場する取引所については農林大臣及び通商産業大臣又は農林省及び通商産業省とする。

2 前項の規定は、商品仲買人に関する主務大臣及び主務省について

準用する。この場合において、前項中「上場する取引所」とあるのは「委託を受けて売買取引することができ商品仲買人」と読み替へるものとする。

3 この法律において主務省令は、農林省令、通商産業省令とする。

4 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を通商産業局長に行わせることができる。

(私的独占の禁止法との関係)

第四百四十九條 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解してはならない。

(この法律に基く政令等の公正の確保)

第五百十條 この法律に基く政令若しくは省令又はこの法律に基いてする主務大臣の処分は、不合理であつてはならず、又は個人若しくは法人に対し不公平に差別を附するものであつてはならない。

(聴聞における陳述等の義務)

第五百十一條 何人も、自己が訴追又は処罰を受ける責があることを理由として、第十五條第二項(第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二

條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第二百二十五條又は第三百三十二條第二項において適用する場合を含む。)若しくは第五十三條第一項第三号の規定による聴聞又は第百二十八條第一項の規定による紹介若しくは同條第三項の規定による処分において、陳述若しくは報告をし、第百四十九條の規定による報告若しくは資料の提出をし、又は第百二十條第一項若しくは第二項若しくは第百二十八條第三項第三号、第四項若しくは第五項の規定による帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査を受ける義務を免れることができ。但し、その義務を履行することによつて自己が訴追又は処罰を受ける虞があることを主張したにもかかわらず、その陳述、報告、資料の提出又は帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査を求められた者は、その陳述、報告、資料の提出又は帳簿書類その他の物件の作成、補付、公開若しくは保存の義務の具体的内容があらかじめ法令に規定されている場合を除く外、当該陳述、報告、資料又は帳簿書類その他の物件を証拠として訴追され、又は処罰されない。

2 前項但書の規定は、虚偽の陳述をし、虚偽の報告をし、又は虚偽

の資料の提出をした者を訴追し、又は処罰することを妨げるものと解してはならない。

第十七章 罰則

第百五十二條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 商品市場における売買取引のため、又は相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした者

二 第八條第一項又は第八十八條の規定に違反した者

三 第百四十三條第一項の規定による命令に違反した者

第百五十三條 第二十條第一項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百五十四條 取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は

一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百五十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條第二項又は第七十七條の規定に違反して売買又は売買取引をした者

二 第四十二條第三項又は第二百二十三條の規定による命令に違反した者

三 第四十三條、第九十條又は第九十三條の規定による制限に違反した者

四 第四十九條第三項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した者

五 第九十二條又は第九十四條の規定に違反した者

第百五十六條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條第二項若しくは第三項又は第七十四條の規定に違反し

たとき。

二 第七十二條第一項の規定に違反して運用したとき。

三 第二百一十一條第一項の規定による処分違反したとき。

第百五十七條 第百四十五條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十六條の規定の適用を妨げない。

第百五十八條 第百四十四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百五十九條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは一万五千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三條の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四十六條第二項、第五十條第二項、第五十四條、第六十二條（第百一十一條第二項において準用する場合を含む。）、第八十一條第一項又は第八十二條の規定に違反した者

三 商品の相場を偽つて公示した者

四 公示若しくは頒布するを目的をもつて商品の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを

を頒布した者

第百六十條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役若しくは一万五千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第三項、第四條、第七十二條第二項又は第七十三條の規定に違反したとき。

二 第二十條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

三 第六十八條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百六十一條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項、第三十九條、第五十一條、第九十一條第一項、第九十六條第一項又は第九十七條第一項の規定に違反した者

二 第四十九條第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は同條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第百十九條の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若し

くは虚偽の資料を提出した者

四 第二百一十條第一項若しくは第二項又は第百三十八條第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百六十二條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は同條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第七十八條第二項又は第九十六條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第九十九條の規定に違反したとき。

第百六十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第百五十二條第二号、第百五十三條、第百五十五條、第百五十六條又は第百五十九條から前條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人そ

の他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第百六十四條 第九十一條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第百六十五條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の発起人、役員（假理事を含む。）又は清算人は、五千円以下の過料に処する。

一 第二十五條第三項から第五項までの規定による報告をしなかつたとき。

二 第六十四條第一項若しくは第二項、第七十五條（第百一條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八十三條、第八十五條、第八十六條又は第九十八條第二項の規定に違反したとき。

三 第六十四條第三項後段（第百一條第二項において準用する場合を含む。）又は第七十六條若しくは第百一條第二項において準用する商法第二百八十二條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

四 第七十六條又は第百一條第二項において準用する商法第二百八十二條第一項の規定に違反したとき。

五 第百一條第一項において準用する商法第二百二十四條第三項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

六 清算の結了を遅延させる目的をもつて第百一條第一項において準用する商法第四百二十二條第一項の期間を不当に定めたと

き。

七 第百一條第一項において準用する商法第四百二十三條の規定に違反したとき。

八 この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をすることを怠つたとき。

九 この法律において準用する商法の規定に定める公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十 この法律において準用する商法の規定に定める調査を妨げたとき。

十一 取引所の總會に對し不実の申立をし、又は事実を隠蔽したとき。

十二 定款、會員名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第百六十六條 左の各号の一に該当する者は、三千円以下の過料に処する。

一 第十五條第六項（第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第百二十五條又は第百三十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第百二十八條第三項第一号の規定による参考人に対する処分違反して、陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告せず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第十五條第六項（第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第百二十五條又は第百三十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第百二十八條第三項第二号の規定による鑑定人に対する処分違反して、鑑定せず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

附則
（施行の期日）
1 この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。但し、第八條（これに係る罰則の規定を含む。）及び第十五章並びに附則第二項、第三項及び第七項から第十一項までの規定は、公布の日から施行する。

（商品取引所法の廃止）
2 商品取引所法（明治二十六年法律第五号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 旧法廃止前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（商号に関する制限の特例）
4 第六條第二項の規定は、同項に規定する証券取引所以外の者で同項の規定施行の際その商号中に取引所又はこれに類似する文字を用いているものについては、同項の規定施行の日から三月間を限り適用しない。

（発起人の資格要件の特例）
5 第九條第二項中「商品」とあるのは、昭和二十五年十二月三十一日までに限り、「商品当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該

商品の主たる原料とする物で政令で定めるものを含む。」と読み替へるものとする。

（會員の欠格條件の特例）
6 旧法又は旧日本証券取引所法（昭和十八年法律第四十四号）の規定により罰金の刑に処せられた者は、第二十四條第二項第二号の規定の適用については、この法律により罰金の刑に処せられた者とみなす。

（審議会の会長及び委員の任命の特例）
7 第十五章の規定施行の際国会が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第百三十九條第二項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで審議会の最初の会長又は委員を任命することができ

る。

8 内閣総理大臣は、前項の規定により審議会の最初の会長又は委員を任命したときは、任命後最初の国会で、前項の任命について両議院の事後の承認を求めなければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならぬ。

（大蔵省設置法の改正）
9 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように

改正する。

改正する。

第四條中第四十一号を削り、第四十号の二を第四十一号とする。
第十條第二十号を次のように改める。

二十 削除

(農林省設置法の改正)

10 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人の登録を行い、及びこれを監督すること。

第七條第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

(通商産業省設置法の改正)
11 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。

第二十二條第一項の表中「指定生産資材の割当基準に関する事項を調査審議すること。」を「指定生産資材の割当基準に関する事項を調査審議すること。商品市場における売買取引に関する紛争の仲介を行うこと。関係各大臣の諮問に応じ、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

第二十四條第五号の次に次の一号を加える。
五の二 所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

(事業者団体法の改正)
12 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第三号ロ中「明治二十六年法律第五号を」昭和二十五年法律第 号に改める。
商品取引所法案
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條

第十條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 通商産業省の所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

指定生産資材の割当基準に関する事項を調査審議すること。
商品市場における売買取引に関する紛争の仲介を行うこと。
関係各大臣の諮問に応じ、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

昭和二十五年七月二十六日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 原喜重郎殿
(小字及び一は参議院修正)
商品取引所法案の一部を次のように修正する。

附 則

(施行の期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を超え九月一日から施行する。但し、第八條(これに係る罰則の規定を含む。)及び第十五章並びに附則第二項、第三項及び第七項から第十一項までの規定は、公布の日から施行する。

(商品取引所法の廃止)

2 商品取引所法(明治二十六年法律第五号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 旧法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(商号に関する制限の特例)

4 第六條第二項の規定は、同項に規定する証券取引所以外の者で同項の規定施行の際その商号中に取引所又はこれに類似する文字を用いているものについては、同項の規定施行の日から三月間を限り適用しない。
(発起人の資格要件の特例)

5 第九條第二項中「商品」とあるのは、昭和二十五年十二月三十一日までに限り、「商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で政令で定めるものを含む。)」と読み替へるものとする。

(会員の欠格条件の特例)
6 旧法又は旧日本証券取引所法(昭和十八年法律第四十四号)の規定により罰金の刑に処せられた者は、第二十四條第一項第二号の規定の適用については、この法律により罰金の刑に処せられた者となす。

(審議会の会長及び委員の任命の特例)
7 第十五章の規定施行の際国会が

閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第百三十九條第二項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで審議会の最初の会長又は委員を任命することができ

8 内閣総理大臣は、前項の規定により審議会の最初の会長又は委員を任命したときは、任命後最初の国会で、前項の任命について両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(大蔵省設置法の改正)

9 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第四條中第四十一号を削り、第四十号の二を第四十一号とする。
第十條第二十号を次のように改める。

二十 削除
(農林省設置法の改正)

10 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要

な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人の登録を行い、及びこれを監督すること。

第七條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

（通商産業省設置法の改正）
11 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中「指定生産資材の割当基準に関する事項を調査審議すること。」を「指定生産資材の割当基準に関する事項を調査審議すること。」に改める。

第二十四條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

（事業者団体法の改正）
12 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。

第十條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 通商産業省の所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

第六條第一項第三号ロ中「明治二十六年法律第五号を昭和二十五年法律第 号」に改める。

商品取引所法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
（最終号の附録に掲載）

（小金養照君登壇）

○小金養照君 たいいま議題となりました商品取引所法案につきまして、当委員会における審議の概要並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は第七国会に提案されたのでありますが、時間の関係上審議未了となりましたため、再び提案せられたのであります。

まず本法案の目的及び要旨を簡単に御説明申し上げます。昨年来、経済九原則及びドッジ・ラインの財政の実施によりまして、インフレーションもよりやく終息し、物資の出まわりも好調となり、物価も安定して参り。物資に対する統制も順次解除されつつある状況であります。従つて公定価格制度や配給統制は、ごく限られた一部の商品についてのみ存続し、大部分の商品の生産及び配給は経済原則によつて規制されることとなつたのであります。

従いまして、商品の価格は需要と供給のバランスによつて決定されることとなり、この需要と供給をなるべく広い範囲にわたつて集中して公正な価格をつくるための市場の形成が必然的に要求されて来るとともに、現物のみならず、先物についての市場も要求されることになり、ここに商品取引所の設立が業界から強く要望されるに至つた次第であります。

そも、わが国の商品取引所は、古くは徳川時代の米会所に由来し、戦前におきましては、米を中心とし、綿花、綿糸、綿布、繭、生糸、人絹糸、雑穀、肥料、砂糖等、広汎な種類の商品にわたつて設置されていたのであります。戦時に入り、これ等の商品について全面的な統制が行われるに及んでその機能を失ひ、昭和十六年ごろまでは、ことごとく閉鎖または解散されるに至つたのであります。しかし商品取引所に関する法律も、明治二

十六年の制定にかゝる取引所法が、致回の改正を経て今日に至つてゐる次第であります。しかるに、現在の経済実情にかんがみ、ここに新たな構想のもとに全面的に改正する必要が生じたのであります。

以下、改正の主要なる点について簡単に御説明を申し上げます。

第一に、現行法によりまして、取引所は、株式会社組織によるものと、会員組織によるものと、二者いずれをも認めておるのでありますが、今回の改正案では、会員組織のみが認められることとなつてゐるのであります。

第二は、取引所の設立にあつて免許主義をやめて、登録主義をとることとしてゐるのであります。

第三は、取引所において上場することのできる商品を法定してゐる点でございます。この法案では綿花、綿糸、綿布、繭、生糸、人絹糸、スワ糸、毛糸、ゴムが法定されておりますが、これらは大体において、かつての取引所に上場されておりました商品でありまして、今後においても取引所の設立が要望せられ、またその必要が認められるものであります。

第四は、商品取引所行政の重要な事項を調査審議するための機関として商品取引所審議会を設置することであり、これは、取引所行政が国民経済全般に影響するところが広く、しかも各方面に関連を有しますので、主務大臣の権限の行使にあたつては、ほとんどすべてこの審議会の議決を経なければならぬこととしたし、もつて取引所行政の運営の万全を期してゐるのであります。

第五といつたしましては、本法案では民主化といふ点から種々の規定があります。すなわち証券取引所の先例にならひまして、取引所における各種の紛争を円満に解決するために仲介の制度を創設してゐるのであります。

以上が、本法案の趣旨並びに重点であります。

本法案は、予備審査として七月十三日、本委員会に付託せられ、十五日、政府より提案理由を聴取いたしました。越えて二十四日質疑に入り、二十五日、二十六日と三日間にわたり、政府当局と委員との間に熱烈なる質疑応答がかわされたのであります。また二十五日午後、農林委員会との連合審査を行いましたところ、きわめて熱心な質疑があつたのであります。これらの詳細は會議録に載ることとしたし、と存じます。

二十六日、参議院より、同院において、施行期日が八月一日となつておりますのを、公布の日より十五日経過した日より施行するといふ修正が行われまして、正式に本委員会に付託されました。

全部の質疑を終つて討論に入り、またところ、自由党を代表し福田一君より賛成の意見が述べられ、また国民民主党高橋清治君より強い條件を付して賛成意見の開陳があり、日本社会党加藤謙造君、日本共産党風早八十二君よりは、それ／＼その党を代表して本法案に反対の意見が開陳されました。なお農民協同党小平忠君は、本法案の趣旨の基本的な点には賛成であるが、今日これを施行すべき時期ではないからといふ意味で反対の意見が開陳され

たのであります。

引続き採決に入りましたところ、多数をもちまして可決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原重厚郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原重厚郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

低性能船舶買入法案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、低性能船舶買入法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原重厚郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(幣原重厚郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

低性能船舶買入法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長前田郁君。

低性能船舶買入法案

低性能船舶買入法

(目的)

第一條 この法律は、低性能船舶を政府が買入れることにより内航における過剰船腹を減少させ、もつて内航海運事業の正常な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において、「低性能船舶」とは、左に掲げる船舶であつて、総トン数八百トン以上の鋼製のもの(重量トン数が総トン数の六十パーセント未満のものを除く。)をいう。

一 戦時標準型の船舶(海上ニ於ケル人命ノ安全ノ為ノ国際條約及國際海運吃水線條約ニ依ル証書ニ關スル件(昭和十年通商省令第二十二号)に規定する國際海運吃水線証書を受有するものを除く。)

二 大正十年八月以前に進水した船舶

(買入)

第三條 政府は、低性能船舶で左の各号に掲げる設備を有するものを所有者船舶会社と共有關係にある船舶については、船舶会社以外の共有者。以下同じ。の申込により買入れるものとする。但し、この法律施行の際現に沈没している船舶若しくは大修繕を要する船舶、この法律施行の後沈没した船舶若しくは大修繕を要することとなつた船舶又は日本専売公社、日本国有鉄道若しくは地方公共団体の所有する船舶については、この限りでない。

一 ハツチその他の船体開口部の閉鎖装置

二 諸管

三 手動の繰だ設備

四 端艇一隻

五 けい、常用消火器及び消防手おけ

六 てい、約油燈及び黒球
七 いかり、びよう鎖及び索
八 揚ひよう機
九 手動ゼルヂボン
十 タラップ
十一 その他運輸大臣が船舶をけい、留して管理するのに必要であると認めて告示したもの
十二 前項の規定による買入は、買入の価額の総額が二十七億円をこえない範囲内でされなければならない

船舶の区分		買	入	価	格
総トン数五千トン以上の船舶	得た金額	四千六百六十円に当該船舶の総トン数を乗じて得た金額	入	入	格
総トン数二千トン以上五千トン未満の船舶	得た金額	七千三百七十円に当該船舶の総トン数を乗じて得た金額。但し、その金額が二千三百三十万円をこえるときは、二千三百三十万円	入	入	格
総トン数二千トン未満の船舶	得た金額	八千八百九十円に当該船舶の総トン数を乗じて得た金額。但し、その金額が一千四百七万四千円をこえるときは、一千四百七万四千円	入	入	格

(申込の期間)

第五條 第三條の買入の申込をすることができる期間は、昭和二十五年九月一日から同月三十日までとする。

(買入の順位)

第六條 前條の申込の期間内に買入の申込のあつた船舶のすべてを買入れることにより第三條第二項の制限をこえることとなる場合の買入の順位は、買入の申込をした者がその買入について定める順位(買入の申込をした者の申込に係る船舶が一隻である場合には、その順位は、第一順位とする。)により、同順位の申込については抽せんによる。

3 第一項の規定による買入に係る船舶については、航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)第二條の規定は、適用しない。

(買入価格)

第四條 前條の規定による船舶の買入の価格は、左に掲げる通りとする。

船舶の区分	買入価格
総トン数五千トン以上の船舶	四千六百六十円に当該船舶の総トン数を乗じて得た金額
総トン数二千トン以上五千トン未満の船舶	七千三百七十円に当該船舶の総トン数を乗じて得た金額。但し、その金額が二千三百三十万円をこえるときは、二千三百三十万円
総トン数二千トン未満の船舶	八千八百九十円に当該船舶の総トン数を乗じて得た金額。但し、その金額が一千四百七万四千円をこえるときは、一千四百七万四千円

第七條 買入契約は、文書をもつて締結し、その文書には、少くとも左の事項が記載されなければならない。

- 一 当該船舶の名称、番号及び信号符
- 二 当該船舶の買入の価格
- 三 当該船舶の引渡の時期及び場所
- 四 当該船舶が船舶会社との共有に属する場合における船舶会社の持分の買取に関する事項
- 五 当該船舶の上に先取特権又は抵当権が有する場合における先取特権又は抵当権の消滅に関する事項
- 六 当該船舶の主汽機及び主機関係の除去又は破壊に関する事項

(買入契約の解除)

第八條 運輸大臣は、左の各号の場合には、買入契約を解除しなければならない。

一 買入契約の目的物たる船舶が船舶会社との共有に属する場合において、買入契約で定める引渡の日までに船舶会社以外の共有者が船舶会社の持分の買取を行わなかつたとき。

二 買入契約の目的物たる船舶の上に先取特権又は抵当権が存する場合において、買入契約で定める引渡の日までに先取特権又は抵当権を消滅せなかつたとき。

三 買入契約で定める引渡の日までに買入契約の目的物たる船舶の主汽機及び主機関係を除去せず、且つ、これらを修復することが採算上困難な程度に破壊しなかつたとき。

(支拂方法)

第九條 運輸大臣は、買入契約の目的物たる船舶の引渡を受けた後に当該船舶の対価を支拂ふものとする。

第十條 前條の支拂は、買入契約で定めるところにより、一の銀行(日本銀行を除く。)に設けられた当該船舶を政府に売却した者の別段預金の勘定に拂込むものとする。

(拂戻の制限)

第十一條 買入契約においては、当該船舶を政府に売却した者が前條の規定によりその別段預金の勘定に拂込まれた金額を、左の各号に掲げる債務を完済した場合又は

左の各号に掲げる債務がない場合の外拂戻を請求しない旨を定めなければならない。

一 当該船舶を政府に売却した者が、その売却にあたりその使用人が組織する労働組合との間に使用人に対する退職金の支拂のための労働協約を締結した場合におけるその退職金の債務

二 当該船舶を政府に売却した者が、この法律公布の際有する債務

(所有権移転の時期)

第十二條 買入契約の目的物たる船舶の所有権は、当該船舶の引渡の時に移転する。

(登記の時、消等)

第十三條 国が買入契約の目的物たる船舶の所有権を取得したときは、運輸大臣は、速かに、当該船舶(以下「買入船が」といふ)の登記のまつ消の登記及びまつ消の登録をしなければならない。

(管理)

第十四條 買入船が、運輸大臣が管理する。

(保管)

第十五條 買入契約の目的物たる船舶を政府に売却した者は、買入契約で定めるところにより、当該買入船が、大蔵大臣の引継ぎまでの間保管しなければならない。この場合において、その保管の期間は、昭和二十六年七月三十一日以後にわたることではない。

(売却)

第十六條 運輸大臣は、買入船がいち売却拂おうとするときは、当

該買入船がいち大蔵大臣に引き継がなければならない。

2 大蔵大臣は、遅滞なく、買入船がいちを、解雇して鉄くずとする者に売却拂うものとする。

3 大蔵大臣は、昭和二十六年七月三十一日までに買入船がいちの売却ができないときは、同年九月三十日までには解雇し、又は放棄しなければならない。

(解雇の義務)

第十七條 買入船がいちを政府から買受けた者は、昭和二十六年九月三十日まで、当該買入船がいちの船体から、これに使用している鋼製の部分の重量の少くとも四分の一に相当する重量の鋼製の部分を除去することに努めなければならない。

(鋼製の禁止)

第十八條 買入船がいちを政府から買受けた者は、当該買入船がいちを譲り渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。

(優先的取扱の禁止)

第十九條 この法律の規定に基づき、低性能船舶を政府に売却した者は、船舶の製造に関し、運輸大臣その他の政府機関によつて特に有利な取扱を受けることがない。

(罰則)

第二十條 第十八條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第四

項までの規定は、昭和二十五年九月一日から施行する。

(船舶運航令の改正)
2 船舶運航令(昭和二十五年政令第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 内航船舶(第四條第十一條)」を第二章 削除に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四條から第十一條まで 削除

(経過規定)

3 昭和二十五年八月三十一日までに引き続き三十日以上したがい船に係るがい船補助金の支給については、なお従前の例による。

4 政府は、船舶運航令に規定する内航船舶の所有者(船舶共有の場合には船舶管理人、船舶賃借(期間より船を含む)の場合には船舶借入人)が、その船舶をこの法律施行の際現にがい船し、昭和二十五年八月三十一日までに引き続き三十日以上三十日未満の間がい船したときは、その者に對し、がい船補助金を交付する。この場合において、がい船補助金の支給については、改正前の船舶運航令の規定の例による。

低性能船舶買入法案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

〔前田都君登壇〕

○前田都君 ただいま議題となりました低性能船舶買入法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る七月二十五日、本委員会に付託され、翌二十六日、政府より提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審査いたしましたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、現在わが国の船舶は、外航適格船がきわめて少いのに反し、内航にしか就航できない船舶があまりに多く、しかも内航貨物の荷動きが激減いたしまして、多数の船舶が閑船を余儀なくされておる実情でありますので、性能の低い船舶を政府が買い上げまして、内航海運事業の正常な運営をはからうとするものであります。

その内容のおもなる点を申し上げますと、まず第一点は、性能の低い船舶、すなわち戦時標準型船または船齢三十年以上の船舶を一定の価格で政府が買い上げようとするものであります。

次に第二点は、政府の買い入れた船舶を運輸大臣が船主に保管せしめ、大蔵大臣が解雇して鉄くずとするものにこれを売却拂うのであります。

第三点といたしましては、買入れ船舶の対価は売主の別段預金といたしまして、その使途を退職金の支拂い及び債務の償還に限定いたしましたのであります。

第四点は、船舶運航令に基く艦船補助制度を廃止しようとするものであります。

次に本案に対する質疑のおもなるものを申し上げますと、買入価格はいかなる基準に基いてこれを定めたかの質問に對しまして、政府委員より、用船料算定の際に用いた付保価格の五〇％を基準としたとの答弁でありました。

また本法案と新船建造との関係はどうかとの質問に對しましては、政府委員より、新船建造とは全然関係がないと

の答弁がありました。その他詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

かくて討論に入り、日本共産党江崎一治君より反對の意見が述べられました。これに對して討論は終結し、採決の結果、本法案は政府原案の通り起立多数をもつて可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。江崎一治君。

〔江崎一治君登壇〕

○江崎一治君 私は、日本共産党を代表いたしましたとして、ただいま緊急上程されました低性能船舶買入法案に對して反對の意見を述べんとするものであります。

本法案の提案の理由によりますと、内航貨物の激減によつて内航船舶に多大の過剩が生じ、ために九十万重量トン以上に及ぶところの低性能の船舶が艦船され、これがわが国海運界の非常な重圧となつてゐるのだから、これを国家が買い上げ、鉄くずにする必要があるであるといふのであります。が、われわれは、ここに歴代の政府、特に吉田内閣の一貫した大資本権威の手厚い保護政策を発見することができると考へるのであります。

船舶会社が、逐次低性能船舶を近代的高性能の船舶に置きかえて行くことはあたりまえのことと、当然これは営業技術の上からやらなければならないこととあります。しかも買入れ対象の船舶は、船齢が三十年以上にも達したところの老朽船であるとか、戦時標準型船であるとかで、前者は長期間にわたつて十分その投下資本が回収された船であ

つた船でありますので、もはやその利
潤は十分に上り、元のとれた船である
のであります。それなのに、何を好ん
で政府が法案まで出して買い上げるの
か、まことにわれわれは理解に苦しむ
点であります。

今や、日本海運界は強い戦時色を帯びて来ております。特にこの朝鮮事変以来、軍事的輸送のために徴用された船舶は三十万トンにも達するのであります。特に日本船舶による輸送は、政治的、軍事的に重大な意義を持つに至つておるのであります。この目的のためには、従来のボロ船では役に立たない。そこで政府は、独占的海運資本に本法案によつて手厚い保護を與へ、低

性前の船舶を破壊して、軍事的要求にも即応し得るところの船舶へ肩がわりさせる機会を與えておると考えるのであります。これは戦争参加への一歩を

進めるものといわなければならぬのであります。また一方、本法案は船員の首切り法とでもいうべきものであります。船舶の廃棄を理由といたしまして、

て、國際獨立資本並ひに吉田内閣にとつて好ましからざる進歩的な労働者の首切りを断行する機会を與えるために、注意深く仕組まれた法案であるのであります。

かかる意味におきまして、われ／＼日本共産党は、この法案に対して、絶対に反対の意思を表示するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに關する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急勅

議を提出いたします。すなわちこの際
内閣提出、主要食糧供出補換物資の配
給に伴う損失の補てんに関する法律案
を議題とし、委員長の報告を求め、そ
の審議を進められんことを望みます。
○議長（幣原喜重郎君） 今村君の動議
に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

主要食糧供出報奨物資の配給に伴つて損失の補てんに関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長千賀康治君。

主要食糧供出報奨物資の配給に伴
う損失の補てんに關する法律案
主要食糧供出報奨物資の配給に
伴う損失の補てんに關する法律

第一條 昭和二十四年（昭和二十四年）
要食糧の供出に關し食糧確保臨時
措置法（昭和二十三年法律第百八
十二号）第三條第二項の規定に基

いて公表した牧原耕園として首飾
することを計画された衣料品、自
転車及び魚肥（にしん及びいわし
の身かすを除く。）を供出農家に

第二條 前條の規定により補てんする金額は、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、農林大臣が定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕
〔千賀康治君登場〕

千賀麻治君　ただいま議題となりま

嵐給に伴う損失の補てんに関する法律
案につきまして、審議の経過並びに結
果の概要を御報告いたします。

御承知のごとく、従来政府は、主要糧物の供出を促進するため、農家の必要物資であります衣料品、自転車、魚

此等を報奨物資として配給して来たのであります。二十四年産米及び甘藷は著しく促進されたのであります。

れら滞貨物資の各品目につき、農家が購入できる価格まで値引して、農家に配給いたしたいのでありますが、それには約八億九千九百万円の損失が

予想されるのであります。これにつきまして、政府は去る三月末閣議の決定によりまして、都道府県段階の手持滞

貨は、一応取扱い卸商に一定額の値引をして売りもどすこととしたし、これによつて生じまする取扱い卸商の損失については、三億三千四百万円を限界

として、卸商から政府に納付すべき価格差益金をもつて補填し、この残額五

億六千五百万円を、この法律によつて政府が補填するようになしたいといふのが、提案の理由であります。

本法案は、昨二十六日、本委員会付託と相なり、同日、廣川農林大臣より提案理由の説明を聞き、次いで質疑を

行いましたところ、自由党小笠原委員、社会党井上、足鹿両委員、共産党大村委員、農林協同党河野委員の各委員

員より発言がございました。詳細は速記録についてごらんを願いたいと思いますが、要点を申し上げますと、農家必需物資も豊富になつた今日、現在ののごとき御奨物資配給制度を今後も継続

た。この動議は全委員の賛成を得ましたので、ただちに採決いたしました。ところで、全会一致をもつて原案の通り

可決すべきものと議決いたしました。
以上御報告いたします。

す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

これにて議事日程は議了いたしました。
 本日はこれにて散会いたします。

午後二時十九分 散会

農林大臣 廣川 弘禪君

通商産業大臣 横尾 龍君
運輸大臣 山崎 猛君

出席政府委員

內閣官房長官	岡崎	勝男君
法務政務次官	高木	松吉君
運輸省海運局長	岡田	修一君

〔朗読を省略した報告〕

一、去る二十二日、内閣総理大臣から新聞出版用紙割当審議会委員に参議院議員赤木正雄君を任命するについで国会法第三十九條但書の規定により国会の議決を得た旨の要請書を受領した。

一、去る二十二日、内閣総理大臣から国立道徳学研究所評議員会評議員に参議院議員野田一君を任命するについで国会法第三十九條但書の規定により国会の議決を得た旨の要請書を受領した。

一、去る二十五日本院は参議院議員赤木正雄君が新聞出版用紙割当審議会委員に就くことができると議決し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十五日本院は参議院議員野田一君が国立道徳学研究所評議員会評議員に就くことができると議決し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十五日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

外国為替管理委員会委員 大久保太三郎

同 奥村竹之助

同 杉原 雄吉

同 牛場 信彦

委員会事務局 牛場 信彦

証券取引法施行状況報告書

一、昨二十六日近藤参議院事務局長から幣原議長宛、参議院は同院の両院法規委員の辞任及び任期満了による補欠として次の通り選挙した旨の通知書を受領した。

一、去る二十五日内閣から次の報告書を受領した。

小林 英三君 松永 義雄君

鈴木 直人君 鬼丸 義賢君

堀本 謙三君

辞任及び任期満了

岡部 常君 前之園喜一郎君

藤井 新一君 羽仁 五郎君

松村 眞一郎君

一、昨二十六日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は地方財政委員会委員に青木得三君、菊山嘉男君、上原六郎君、木村清司君及び野村秀雄君を任命したことにつき事後承認することを議決した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨二十六日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は日本国有鉄道監理委員会委員は阿部藤造君を任命したことにつき事後承認することを議決した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨二十六日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は運輸審議会委員に太田三郎君及び松浦薫君を任命したことにつき事後承認することを議決した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨二十六日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は日本銀行政策委員会委員に荷見安君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨二十六日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

運輸省港務局長 黒田 静夫

国家地方警察本部総務部長 加藤 陽三

国家地方警察本部警務部長 中川 淳

国家地方警察本部警務部長 久下 勝次

厚生省医務局長 小山進次郎

厚生省社会局保護課長

一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る二十五日議長において承認した大久保太三郎外三名を昨二十六日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

労働委員会 理事 赤松 勇君（理事赤松勇君去る二十二日委員辞任につきその補欠）

一、去る二十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 立花 敏男君

法務委員 梨木作次郎君

厚生委員 堀川 恭平君

運輸委員 大西 順夫君

予算委員 坂本 實君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

予算委員 堀川 恭平君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 梨木作次郎君

法務委員 立花 敏男君

厚生委員 大西 順夫君

運輸委員 坂本 實君

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の設置に關し承認を求めるとの件

一、去る二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件（内閣提出、承認第一号）

厚生委員会 付託

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案（内閣提出第一六号）

農林委員会 付託

一、去る二十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

失業緊急対策に關する決議案

一、去る二十五日第七回国会において参議院から送付され、本院で継続審査をした次の同院提出案を参議院に送付した。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

大蔵委員会 付託

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件（内閣提出、承認第一号）

厚生委員会 付託

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案（内閣提出第一六号）

農林委員会 付託

一、去る二十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

失業緊急対策に關する決議案

一、去る二十五日第七回国会において参議院から送付され、本院で継続審査をした次の同院提出案を参議院に送付した。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

大蔵委員会 付託

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件（内閣提出、承認第一号）

厚生委員会 付託

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案（内閣提出第一六号）

農林委員会 付託

一、去る二十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

失業緊急対策に關する決議案

一、去る二十五日第七回国会において参議院から送付され、本院で継続審査をした次の同院提出案を参議院に送付した。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

大蔵委員会 付託

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件（内閣提出、承認第一号）

厚生委員会 付託

主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案（内閣提出第一六号）

農林委員会 付託

一、去る二十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

失業緊急対策に關する決議案

一、去る二十五日第七回国会において参議院から送付され、本院で継続審査をした次の同院提出案を参議院に送付した。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案

[illegible]

現行基準 改訂案(二十六年)度
一人平均二、五〇〇 一人平均三、六〇〇
学校給食費については実費を支給する。
三 教育扶助の予算(国庫入割分)
昭和二十五年 昭和二十六年
度分(要求額)
八、四〇〇、八〇〇 二、四〇〇、七、三三〇
右答弁する。

農家保有の麦と米との交換に關する質問主意書
一 農家保有の麦を米に換えることは、麦作農家にとつてよろこばしいことであるが、昭和二十四年度の実績はどうか。見通しなどをややくわしく示されたい。
一 右の交換値段であるが、受け取る米の方を配給値段でなく、生産者価格にして、農家の現金支出を軽くしてやる必要と認めるが、如何。
右質問する。

昭和二十五年七月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 並木芳雄君提出農家保有の麦と米との交換に關する質問主意書、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 並木芳雄君提出農家保有の麦と米との交換に關する質問主意書

昭和二十四年度の実績は約三万二千玄米トシ(二二三千石)である。

二 昭和二十五年において約四万二千玄米トシ(二八〇千石)を計画している。

三 麦を経営の主体とし、米の作付を殆んど行わない農家は、食糧生産物作付農家であつても米に關する限りは米の消費者であるからこの農家が麦と米との交換を希望する場合には、米の配給価格で売渡すことはやむを得ないものと考えられる。現在交換配給は配給価格による配給で、希望する農家に対して

行つてゐる。
右答弁する。

国宝埋藏物保護に關する質問主意書

一 東京都西多摩郡横瀬村字塩船にある埋藏物等は、奈良朝時代にその由緒を免するまことに貴重な文化財であつて、昭和二十一年十一月二十九日文部省告示第二十三号をもつて、田中元文大臣から、観音堂、阿彌陀堂、仁王門は南北朝時代の建造物として国宝に指定され、本尊親世尊厨子もまた国宝に指定された。
一 地元の農村では、国宝埋藏物保護保存会を作つて、これが保護・修理・保存等の管理に熱意を示している。
一 しかるに、その財源にはおのずから限度があるから、どうしても國の補助を必要とする。
一 文部省及び東京都庁から調査に来たものであるが、その結果はどうなつてゐるか。
一 文化財保護法案が通過の第七回国会で通過したが、この精神からいふと、特別の保護を加へられたいと思ふが、その見通しなどについて具体的に示されたい。
右質問する。

昭和二十五年七月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 並木芳雄君提出国宝埋藏物保護に關する質問主意書、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 並木芳雄君提出国宝埋藏物保護に關する質問主意書

本件については、昭和二十三年国立博物館等の職員が实地調査をなし、相当腐朽していることを認めていたものでありますが、何分にも予算の關係で直ちに補助することができなかつたことは遺憾であります。しかしながらなるべく近い将来に

国庫補助を行い、修理を助成いたしたいと思ひます。
右答弁する。

退職手当の支拂遅延に關する質問主意書

本件はさき第七回国会において質問し、四月二十二日内閣答復第一一〇号の答復を受領したが、不明な点があるから改めて質問する。
一 元佐賀県鹿島郵便局勤務尾崎利男は、定員法により昭和二十四年十二月二十七日退職の辞令を受領し、退職金二一、九〇八円の内一、四九〇円のみ支拂われ、残額は未だ支拂われておらず、さきの答復によれば熊本郵政局支出官は精算請求書を受理してゐないといふが、
一 本件請求書が元所屬局から出されてゐるのか、又請求してゐるとすればその受渡模様(発送番号、月日、送付方法等)を詳細に答弁されたい。
二 本件に關して郵政省當局関係官の言によれば、元所屬局と支出官との間には三回以上にわたつて請求書が不着であつたといふが、その発送方法が郵送であるとして、近時における郵便物の事故状況をみるに、本件の如く三回とも、しかも郵便物取扱官庁間においておこなれてゐるものであつて、はなはだ不可解なものである。照推するところによれば、恐らくは元所屬局は未請求であつたものと考える。(この判断は郵政省當局関係官において同僚である)もしこれがたゞであるとするならば明らかに他意あつての行為であると断ずる外はない。この議員の質問に對し事実と相違する答復をなしたとするならば、許し難き行為であると同時に、公文書偽造として制裁を加へなければならぬ。従つて通り一遍の答復でなく、事実をそのまま答弁されたい。
三 本件は明らかに処理官庁間における他意又は不備であつて、これによつて被請求人は昭和二十五年

度初頭に支給されるとしてもその間およそ七箇月有余を経過している。従つて被請求人は、被請求人の意思又は不備によらずして、所管官庁の他意又は不備による被害を受けたものであるから、被請求人の損害につき適當な賠償が當然になされるべきであると考えらるがその意思ありや、もしあるとせばその基準を明示されたい。
四 さきの答復以降における経過模様もあわせて明示されたい。
右質問する。

昭和二十五年七月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 土橋一吉君提出退職手当の支拂遅延に關する質問主意書、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 土橋一吉君提出退職手当の支拂遅延に關する質問主意書

本件について熊本郵政局において実状を調査したところによると次の通りである。

一 佐賀県鹿島郵便局を調査のところ、昭和二十四年九月九日附鹿第九六八号をもつて請求書を熊本郵政局支出官あて普通郵便により提出しているが、同局においては、受けつけた形跡がない。

二 更に昭和二十四年十月五日附鹿第一〇七七号をもつて熊本郵政局経理部に出張して、同年十月十八日附第一一六九号をもつて同局人事課あて、昭和二十五年二月十日附鹿第一九三三号をもつて経理部長あて、それぞれ照会文書を普通郵便により、発送のこととなつてゐるが、いずれも同局において受けつけた形跡がない。

三 三月中旬申立人から照会があつてはじめて未支拂の事実を知り、関係書類の受渡状況を調査したのであるが、いかなる事故によつて不備となつたか不明で、本件は

多致処理のうちたまたま発生したものと認められ他意による事故とは解し得ない。
三 損害賠償については、法的根拠が明確でないので支拂うことはできない。
四 なお退職金未支拂額については、去る五月十九日歳出金支拂通知書を発送済である。
右答弁する。

衆議院會議録第四号中正誤

頁段 行 誤		正
三〇	末三	立場では
三〇	末二	開かず
三〇	末一	捕提
三〇	二	一段と
三〇	三	ことである
三〇	四	つとに
三〇	五	一切
三〇	六	労働者は軍
三〇	七	労働者は軍
三〇	八	去る十三日